

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年10月24日
【事業年度】	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日
【会社名】	新韓銀行 (Shinhan Bank)
【代表者の役職氏名】	銀行長兼最高経営責任者 魏 聖昊) (Sung Ho Wi, President and Chief Executive Officer)
【本店の所在の場所】	大韓民国ソウル特別市中区世宗大路9道20
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 島崎文彰
【代理人の住所又は所在地】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5802-5860
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎文彰
【連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5802-5860
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月21日に提出しました有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、本有価証券報告書の訂正報告書により、該当事項を以下のとおり訂正するものであります。

2【訂正の内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 企業情報

第1 本国における法制等の概要

1 会社制度等の概要

(2) 提出会社の定款等に規定する制度

3 課税上の取扱い

第2 企業の概況

3 事業の内容

第3 事業の状況

3 対処すべき課題

4 事業等のリスク

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 提出会社の状況

4 役員の状況

5 コーポレート・ガバナンスの状況等

第6 経理の状況

1 財務書類

(1) 連結財務書類

(2) 個別財務書類

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(2)【提出会社の定款等に規定する制度】

<訂正前>

(前略)

(b)株主総会

当行の株主総会は、定時株主総会か臨時株主総会のいずれかである。定時株主総会は各会計年度末から3ヵ月以内に招集されるものとし、臨時株主総会は必要な時にこれを招集することができる。法令に別段の定めがある場合を除き、定時株主総会は、当行の取締役会（以下「当行取締役会」という。）の決議に従って、当行の銀行長（以下「当行銀行長」という。）により招集される。株主総会の招集に際しては、日時、場所および議題を記載する通知が、かかる総会の会日の少なくとも2週間前に郵便または電磁的方法により発せなければならない。

各株主は、その所有する株式1株につき1個の議決権を有する。株主は、代理人により議決権を行使することができる。

株主総会の招集を決めるための取締役会の決議により書面決議をすることが定められる場合には、株主は総会に出席せずに書面によって議決権を行使することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(b)株主総会

当行の株主総会は、定時株主総会か臨時株主総会のいずれかである。定時株主総会は各会計年度末から3ヵ月以内に招集されるものとし、臨時株主総会は必要な時にこれを招集することができる。法令に別段の定めがある場合を除き、定時株主総会は、当行の取締役会（以下「当行取締役会」という。）の決議に従って、当行の銀行長（以下「当行銀行長」という。）により招集される。株主総会の招集に際しては、適用ある法令に別段の定めがない限り、日時、場所および議題を記載する通知が、かかる総会の会日の少なくとも2週間前に郵便または電磁的方法により発せなければならない。

各株主は、その所有する株式1株につき1個の議決権を有する。株主は、代理人により議決権を行使することができる。

株主総会の招集を決議する取締役会において、書面による議決権行使を可能とする議案が可決された場合には、株主は総会に出席せずに書面によって議決権を行使することができる。

(後略)

3【課税上の取扱い】

<訂正前>

(前略)

相続税は、相続の発生時に被相続人が韓国の居住者であるか、または韓国に所在する資産を相続した場合に課せられる。贈与税は、一般的に贈与時に受贈者が韓国の居住者である場合、または贈与された資産が韓国に所在する場合に課せられる。相続税および贈与税は、相続財産または贈与財産の価値が一定の上限を超えている場合に課せられ、その税率は、当事者に応じて10%から50%と様々である。とりわけ、相続財産または贈与財産の価値および当事者に応じて決定される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

相続税は、相続の発生時に被相続人が韓国の居住者であるか、または韓国に所在する資産を相続した場合に課せられる。贈与税は、一般的に贈与時に受贈者が韓国の居住者である場合、または贈与された資産が韓国に所在する場合に課せられる。相続税および贈与税は、相続財産または贈与財産の価値が一定の上限を超えている場合に課せられ、その税率は、当事者に応じて10%から50%と様々である。とりわけ、相続財産ま

たは贈与財産の価値および当事者に応じて決定される。現時点において韓国は相続税および贈与税に関する租税条約を締結していない。

(後略)

第2【企業の概況】

3【事業の内容】

<訂正前>

(前略)

(1) 事業

事業の概観

(中略)

預金受入業務

(中略)

- ・ **要求払預金** 要求払預金は、無利息であるかまたは定期預金または貯蓄預金より低い利率の利息が生じ、顧客は随時資金の預入れおよび引出しができる。利息が付される場合には、要求払預金の金利は、預入期間および預入金額に応じて固定金利または変動金利となる。2015年12月31日現在および2016年12月31日現在における要求払預金は、当行の総預金額のそれぞれ約38.8%および40.5%を占めていた。2015年度および2016年度における要求払預金の平均支払金利はそれぞれ0.43%および0.36%であった。
- ・ **定期預金および貯蓄預金** 定期預金は通常、顧客が所定の期間預金を維持することを求められ、その期間中かかる預金には、固定金利または資金調達コスト・インデックス(COPIX)を含む一定の金融指標に基づく変動金利が付される。所定期間終了前に預金引き出される場合には、顧客の受取金利は当初提示された金利よりも低くなる。定期預金の期間は通常1ヵ月から5年である。貯蓄預金は、顧客が随時資金の預入れと引出しを行うことを認め、通常、定期預金または積立預金の適用金利よりも低い調整可能な金利が付される。定期預金および貯蓄預金は、2015年および2016年12月31日現在における当行の預金合計額のそれぞれ約56.6%および53.7%を占め、2015年度および2016年度の平均支払金利はそれぞれ1.59%および1.28%であった。
- ・ **その他の預金** その他の預金は主に譲渡性預金からなる。譲渡性預金の満期は通常30日から2年である。譲渡性預金の金利は、預金の預入期間および実勢市場金利に基づいて決定される。譲渡性預金は、当該譲渡性預金に対する支払金利を反映して、額面価額から割り引いて販売される。その他の預金は、2015年および2016年12月31日現在における当行の総預金額のそれぞれ約4.5%および5.8%を占め、2015年度および2016年度における平均支払金利はそれぞれ1.19%および1.44%であった。

(中略)

個人向け銀行業務

(中略)

個人向け貸出業務

(中略)

抵当ローンおよび住宅担保ローンを含む有担保の貸出については、当行は、先順位担保権（少額の権利を除く。）があればこれを考慮して、当該担保の評価額の40%から70%までを貸し付ける方針である。有担保貸出のローン資産価値比率は、最新の担保評価額を用いて毎月更新される。2016年12月31日現在、当行の抵当ローンおよび住宅担保ローンのローン資産価値比率は約52.29%であった。2016年12月31日現在、実質的にすべての当行の抵当ローンおよび住宅担保ローンは居住用不動産によって担保されていた。

金融監督院（以下「FSS」という。）の2014年8月1日付の行政指導（数回延長され、現在は2017年7月31日まで有効とされている。）に基づき、当行は(i)住宅担保ローンを提供する場合には、住宅担保ローンの担保として提供される住宅の所在地によって70%のローン資産価値比率の上限を課され、(ii)集合住宅の購入に対する100百万ウォン超の住宅担保ローンで、「ソウル首都圏地域（島などの一部地域を除く。）に所在するかかる集合住宅を担保とするものは60%という債務所得比率の上限を遵守することを義務付けられ、および、(iii)潜在的な所得が見込まれる場合はこれを考慮し、より柔軟性をもって債務所得比率を決定することが義務付けられている。さらに、韓国の監督当局は韓国の銀行に対して随時行政指導を行うが、これには借り手による住宅ローンの使用を制限する効果があり、そのため、不動産物件に対する需要を抑制する効果がある。例えば、FSSは、一定の状況を除き、抵当ローンおよび住宅担保ローンを提供する前に、担保の種類もしくは価値または不動産の所在地にかかわらず、借り手の返済能力を所得証明に基づいて検証させる行政指導を金融機関に対し公表した。かかる行政指導は、証明できる所得のない借り手に対する新規の抵当ローンおよび住宅担保ローンの提供を事実上禁止する効果があった。

(中略)

価格設定

当行の個人向け貸出金に付される金利は、定期的に調整される変動金利（内部振替価格制度を用いて算出された3ヵ月、6ヵ月または12ヵ月間の期間について決定された基準金利に基づいており、貸出関連費用および関連貸出商品の利益率を考慮するために調整された、資金調達の市場コストを反映している。）か、または貸出関連費用および利益率を考慮するために調整された、資金調達の市場コストを反映した固定金利のいずれかである。固定金利の貸出金の満期は個人向けが15年、法人向けが30年であり、限定された場合に限り変動金利貸出金にプレミアムを付して提供される。当行が変動金利または固定金利に基づき提供している無担保の貸出について、これらにかかる金利は、とりわけ貸出承認プロセスにおいて決定された借り手の信用スコアに基づく利益率が反映される。有担保貸出について、信用限度は担保の種類に基づき、担保およびローン資産価値比率が優先される。当行は、借り手による現在および/または将来予想される当行の収益に対する貢献を反映するために、これらの貸出の価格設定を調整することができる。当行の貸出商品にかかる金利は、貸出延長時に調整することができる。貸出が貸出日から3年以内に弁済される場合、借り手は当行に対して未返済の元本額の通常0.8%から1.4%の期限前弁済手数料に加え、当該貸出の元本に対する発生済みだが未払いの金利に当該貸出の満期までの残存日数を分子とし、当該貸出の期間または3年間のいずれか長い方の日数を分母とする分数を乗じた金額を支払うことが義務付けられる。

(中略)

法人向け銀行業務

(中略)

中小企業向け銀行業務

(中略)

- ・ 顧客および商品について市場を主導する専門性および精通を蓄積してきたこと。当行は、当該市場セグメントに組み込まれた信用リスクならびに当該市場セグメントの需要に特に合わせた貸出およびその他の商品を開発することを深く理解していると考えている。

(中略)

法人向けエレクトロニック・バンキング

当行は、「新韓ビズバンク」として知られるウェブベースの総合的な資金管理サービスを法人顧客に提供している。新韓ビズバンクは、基本的な取引履歴の照会や資金振替から信用状開設、貿易金融、支払管理、回収管理、販売決済サービス、購入決済サービス、企業間決済サービス、スリーピング（口座精算）、プー

リング（資金ブーリング）、ERPインターフェイス・サービス、ホスト間バンキング・ソリューション、SWIFT SCOREサービスおよびグローバルなキャッシュ・流動性管理サービスに至るほぼすべての種類の銀行取引をサポートしている。さらに、当行はインターネット・バンキング、キャピタル・マネジメント・サービスおよび企業資源プランニングを組み合わせ、企業顧客によりよいサービスを行うことを企図した「インサイド・バンク」プログラムを通じて、顧客にその金融サービスへの統合された高度アクセスを提供している。インサイド・バンク・プログラムはまた、様々な業種のコングロマリットから小規模企業に至るターゲットとする企業顧客の包括的なニーズを満たすカスタマイズされた金融サービスを提供し、当行の法人顧客が当行の金融サービスにアクセスする際の利便性を高め、その資金の戦略的な運用を支援することを目標とするものである。

法人向け貸出業務

（中略）

法人向け貸出は、無担保であるかまたは不動産、預金もしくは保証状による担保付きでなされる。2016年12月31日現在、有担保貸出および保証付き貸出（信用保証保険基金の発行する保証証書によって担保された貸出を含む。）は当行のウォン建て中小企業向け貸出のそれぞれ59.2%および11.0%を占めていた。2016年12月31日現在、法人向け貸出の約49.0%は不動産を担保としていた。

（中略）

販売網

当行は、個人向けおよび法人向け銀行業務に特化し、セルフサービスの端末やエレクトロニック・バンキング（携帯電話バンキングを含む。）および海外サービス・ネットワークで補完される様々な販売網および販売チャネルを通じて、個人顧客および法人顧客に幅広い金融サービスを提供している。

（中略）

海外のサービス・ネットワーク

下表は、2016年12月31日現在における当行の海外銀行業務子会社および支店を示している。

事業部門	所在地	設立年または 取得年
（中略）		
<u>代表事務所</u>		
メキシコ	メキシコ メキシコシティ	2008年
ウズベキスタン	ウズベキスタン タシュケント	2009年
ミャンマー	ミャンマー ヤンゴン	2013年
ポーランド ⁽¹⁾	ポーランド ワルシャワ	2014年

注記：

(1) ヨーロッパ新韓銀行は2014年にポーランドに代表事務所を設立した。

（中略）

子会社

2016年12月31日現在、当行は（42の連結特別目的ビークルに加え、）11の連結子会社を所有しており、その詳細を下表に示す。

子会社 ⁽¹⁾	所在地	株式持分 (単位：%)	業務内容
--------------------	-----	----------------	------

新韓アジュ金融有限公司	香港	99.9	投資銀行業務、韓国企業向けの財務およびコンサルティング業務のアレンジ、ならびに中国および東南アジア諸国において投資銀行業務に従事。
		(中略)	
メキシコ新韓銀行	メキシコシティ	99.9	まだ開業していない。(2)
PT Bank Shinhan Indonesia (3)	ジャカルタ	98.98	一般銀行業務。大部分が現地の中小企業およびインドネシアに所在する韓国人顧客（法人を含む。）対象。

注記：

(1) 当行はまた、韓国IFRSに基づき連結子会社とされる42の構造化企業を有している。

(中略)

(2) 資産および負債の詳細

(中略)

貸出ポートフォリオ

(中略)

主な債務者グループに対するエクスポージャー

2016年12月31日現在、当行のエクスポージャー合計の13.2%はFSS院長の識別による主要債務者10グループに対するもので、その大部分は財閥であった。下表は、表示日現在における、当行が最大エクスポージャーを有する主要債務者10グループに対する当行のエクスポージャー合計を示している。

(中略)

満期分析

下表は、2016年12月31日現在における当行の貸出ポートフォリオの満期予定（満期までの残存期間ごとに表示）を示している。開示されている金額は、これに帰属する貸倒引当金および繰延貸付付帯費用控除前の額である。分割返済ローンの場合、分割返済時期を考慮して満期が調節されている。

(中略)

未収利息不計上の貸出および延滞貸出

(中略)

下表は、表示された日における１日以上延滞した未収利息不計上貸出金および未収利息計上貸出金とされた貸出金額を示している。「未収利息計上だが１日延滞」には、まだ未収利息を計上しているが元本または利息の支払が契約上は１日以上延滞している貸出を含む。当行は引き続き、未収利息が現金預金により全額担保されている場合を含め、貸出金の全額が未払いである貸出金にかかる未収利息を計上する。

	12月31日現在	
	2015年	2016年
	(単位：十億ウォン)	
未収利息不計上貸出金 ⁽¹⁾		
法人向け	1,106	974
個人向け	205	218
小計	1,311	1,192
契約上１日以上延滞となっている未収利息計上貸出金		
法人向け	130	189
個人向け	276	266
小計	406	455
合計	1,717	1,647

注記：

(1) 韓国IFRSに基づき「不良債権再編」である貸出金または金利および／または元本の支払が90日以上（二重に数えることを避けるために開始日および終了日の両方をカバーする貸出金の重複調整後）延滞している貸出を表している。

(中略)

再編中の貸出金に係る貸出条件改訂プログラム

(中略)

債務の株式化

(中略)

債務の株式化には、概して二つの主なメリットがある。一つは、債務の株式化によって借入額および関連する借り手の利息費用が減少し、その結果債務負担額が減少して流動性が増加し、借り手が再編から脱却して当行への債務を返済する可能性が高まる。二つ目は、借り手の再生が成功した場合には、当行は転換された持分証券の価値の値上がり益に対する権利を有する。しかしながら、これらのメリットにも拘らず、再編の一環として転換される貸出金は概ねいかなる条件の改訂を行っても回収不能とみなされることから、債務の株式化が当行の受取利息に与える影響は通常重大ではない。当行の資産分類に与える影響については、当行は概して、非再編済み貸出金および再編済み貸出金の双方に対して同じ資産分類基準を適用する。再編済み貸出金については、当行はまた、とりわけ適用可能な範囲で借り手のその事業計画に対する強い意志および自助手段の実行といった追加要因を考慮した。かかる基準を考慮し、当行は通常、債務整理の対象となる貸出金を「要注意」として分類している。当行の貸出分類の一般的な説明については、「第２－３－(6) 監督および規制－銀行に適用される主要な規制－自己資本比率」を参照のこと。

(中略)

引当方針

(中略)

法人向け貸出

(中略)

・元本または利息が90日間以上延滞している貸出

(中略)

行内信用リスク監視方針に従い、当行は貸出残高の比較的大きい減損貸出（通常三十億ウォン超）について個別に減損評価する。これらの貸出金の貸倒引当金は通常、当行が受取ることが見込まれる見積り将来キャッシュ・フロー（元本および利息の双方）を貸出の実効金利で割り引くことにより設定される。当行は、見込まれる将来キャッシュ・フローの最善の見積りを決定するにあたり、起こりうるすべての可能性を考慮している。当行経営陣は個別の貸出担当者と密接に協議し、これらの見積りが有効であることを確保するために、用いられるキャッシュ・フロー想定を検討する。

(中略)

個人向け貸出

当行は、下記の個人向け貸出を個別減損評価により減損していると考えている。

- ・元本または利息が90日間以上延滞している貸出

(中略)

不良債権

不良債権は、90日以上支払期限を経過した貸出金として定義される。下表は、表示日現在における当行の不良債権ポートフォリオ合計およびその貸出金合計に占める割合を示している。

(中略)

貸出金の償却

(中略)

償却対象の貸出金

(中略)

- ・6ヵ月を超えて延滞している無担保の個人向け貸出に対する未返済残高

(中略)

(3) リスク管理

(中略)

信用リスク管理

(中略)

信用評価および承認

(中略)

個人向けローン

(中略)

抵当ローンおよび住宅担保ローンならびに不動産担保ローンについては、当行は、ローンの担保として供される不動産の価値を、韓国全土の不動産価格に関する情報を含む専用データベースを利用して評価する。また、当行は、韓国の不動産市場および物価について第三者により提供された最新の情報も利用する。当行は、不動産担保の額を処理センターの行内職員に評価させるが、処理センターで当初定められたとおり、評価額が五十億ウォンを超える貸出については、当該評価額を審査し、連帯保証する公認鑑定士を雇用する。当行はまた、少なくとも毎年、担保の評価額を概要ベースで内部で再評価する。

(中略)

信用審査および監視

(中略)

多額の貸出残高を有する借り手に対する体系的監視

(中略)

当行は、借り手の信用格付に応じた間隔（例えば、格付がAAAからAまでの「正常」借り手については12ヵ月ごと、格付がAからBBB+の「正常」借り手については9ヵ月ごと、格付がBBBからB-の借り手については6ヵ月ごと、CCC以下の格付の借り手および「正常」とみなされない格付の借り手については3ヵ月ごと）で上記の借り手に対して体系的な監視を行っている。さらに、貸出審査担当者は、借り手に信用の質の悪化の兆候がある場合、より頻繁な監視を要請することができる。二十億ウォン以上の貸出残高を有する借り手については、当行はまたかかる借り手の収入および所得を四半期ごとに四半期終了後10週間以内に監視する。

(中略)

市場リスク管理

(中略)

トレーディング業務から生じる市場リスクの管理

(中略)

201年12月31日に終了した年度の
トレーディング・ポートフォリオVaR⁽¹⁾

				2016年
	平均値	最低値	最高値	12月31日現在
	(単位：十億ウォン)			
金利リスク	33.2	18.8	48.9	44.4
為替リスク ⁽²⁾	56.1	53.7	61.4	60.1
株価リスク	5.2	4.8	5.8	5.5
オプション・ボラティリティ ⁽³⁾	0.1	0.1	0.3	0.2
控除：ポートフォリオの分散 ⁽⁴⁾	(38.6)	(24.3)	(54.8)	(49.2)
VaR合計 ⁽⁵⁾	56.0	53.1	61.6	61.0

(中略)

バリュー・アット・リスクの分析 当行は、市場リスクを測定するために、10日VaRおよび1日VaRを使用している。当行は、保有期間を10日とする過去12ヵ月間のデータに基づき、日々10日VaRを計算し、保有期間を1日とする過去12ヵ月間のデータに基づき、日々1日VaRを計算している。10日VaRおよび1日VaRは、通常の市場環境において10日間および1日間にそれぞれ起こり得る統計的に推計された予想最大損失額である。VaRが99%の信頼水準で測定された場合、実際の損失額は平均して100営業日中1日だけ予想VaRを上回る可能性があり、一方、99.9%の信頼水準を用いてVaRを測定した場合、平均して1,000営業日中1日だけ実際の損失額が予想VaRを上回る可能性がある。

(中略)

非トレーディング業務のための市場リスク管理

(中略)

金利リスク管理

(中略)

そのため、金利VaRにとって、デュレーション・ギャップ（つまり、すべての利付資産の加重平均デュレーションからすべての有利子負債の加重平均デュレーションを差引いたもの。）は、金利VaRへの影響において該当する資産および負債の相対的な規模より重要な要因となる場合がある。対照的に、金利EaRにとって、「1年未満の金利」の形態における該当する資産および負債の相対的な規模の差（つまり、満期まで1年未満の利付資産の金額から満期まで1年未満の有利子負債の金額を差し引いたもの）は、金利EaRへの影響において最も重要な要因である。

(中略)

正味受取利息シミュレーション

(中略)

シミュレーションした2016年の正味受取利息の (ウォン建ての非トレーディング銀行勘定⁽¹⁾)

	仮定金利			正味受取利息変動		正味受取利息変動	
	変動なし	1パーセン ト・ポイン ト上昇	1パーセン ト・ポイン ト減少	金額 (1パーセン ト・ポイン ト上昇)	% 変動 (1パーセン ト・ポイン ト上昇)	金額 (1パーセン ト・ポイン ト減少)	% 変動 (1パーセン ト・ポイント 減少)
			(単位：10億ウォン、パーセントを除く)				
シミュレーションした受 取利息	6,795	8,023	5,568	1,227	18.1%	(1,227)	(18.1)%
シミュレーションした支 払利息	3,016	3,985	2,047	969	32.1%	(969)	(32.1)%
正味受取利息	3,779	4,037	3,521	258	6.8%	(258)	(6.8)%

(中略)

株式リスク

(中略)

当行の投資ポートフォリオにおいて保有されるウォン建ての持分証券は、韓国取引所のKRX KOSPI市場またはKRX KOSDAQ市場に上場される株式および一部の非上場株式で構成される。当行は、関連するリスクの管理のためにこれらの持分証券のほとんどについてエクスポージャーの限度を設定している。2016年12月31日現在、当行はその非トレーディング勘定において総額1,417.5十億ウォンの持分証券を有しており、このうち238.4十億ウォンはとりわけ経営支配目的および延滞した貸付があった貸出先の会社の再編手続の一環としての債務の株式化によるものであった。

(中略)

流動性リスク管理

(中略)

当行は、FSC規則に従って、ウォン建て勘定および外貨建て勘定について設定された限度額の範囲内で流動性リスクを管理している。FSCは、当行を含む韓国の銀行に流動性カバレッジ比率を2015年1月1日現在で80.0%、2016年1月1日現在で85.0%、2017年1月1日現在で90.0%、2018年1月1日現在で95.0%および2019年1月1日現在で100.0%を維持することを義務付けている。FSCは、ウォン建て流動性カバレッジ比率を、簡単に現金に転換できる流動性の高い資産を、バーゼルIIIに基づく流動性カバレッジ比率要件を実施するために2016年6月28日付で改正された銀行業務の監督に関する規則に基づくウォン建て流動性カバレッジ比率に従って設定されたストレス水準の状況における翌30日間のキャッシュ・アウトフローの正味金額で除したものと定義している。

外貨建て流動性比率に関し、銀行業務の監督に関する規則は、外国為替業務を行う金融機関（すなわち銀行）は、外貨建ての負債が直前の半期末現在で500百万米ドルまたはその負債合計の5%以上である場合、80%以上の外貨建て流動性比率を維持することを義務付けている。「外貨建て流動性比率」とは、翌30日間における外貨建て資産および負債に関する正味キャッシュ・アウトフローに対する流動性の高い資産の比率である。外貨建て負債が直前の半期末現在で500百万米ドル未満またはその負債合計の5%未満である外国為替業務を行う金融機関の場合、(i)残存期間が3ヵ月末満の資産の残存期間が3ヵ月末満の負債に対する比率は85%以上でなければならない、()残存期間が1ヵ月末満の資産が残存期間が1ヵ月末満の負債を10%超上回ってはならない、とする比率の維持が義務付けられ、外貨建て資産および負債を残存期間ごとに分類し、管理しなければならない。

(中略)

(4) 新韓フィナンシャル・グループ

概要

(中略)

新韓フィナンシャル・グループは、現在、直接子会社13社および間接子会社24社を有しており、商業銀行業務、コーポレート・バンキング、プライベート・バンキング、クレジットカード、資産管理、ブローカーおよび保険サービスを含む幅広い金融商品およびサービスを提供している。新韓フィナンシャル・グループは、こうした幅広いサービスが当行の現在の顧客および潜在顧客の多様なニーズを満たすのに役立つと考えている。新韓フィナンシャル・グループは、現在グループ全体で1,437を超える支店網において、約26,079名の従業員を通じて約18.4百万の稼働顧客（かかる顧客基盤は、韓国で最大であると同グループは考えている。）にサービスを提供している。新韓フィナンシャル・グループの収益の90%超がこれまで韓国から得られているが、同グループは米国、カナダ、英国、日本、中華人民共和国、ドイツ、インド、オーストラリア、香港、ベトナム、カンボジア、カザフスタン、シンガポール、メキシコ、ウズベキスタン、ミャンマー、ポーランド、インドネシア、フィリピンおよびアラブ首長国連邦における165の事務所の世界的なネットワークを通じて当行の顧客のニーズに応えることを目指している。

(中略)

(6) 監督および規制

銀行に適用される主要な規制

(中略)

自己資本比率

(中略)

- (viii) 配当または利息の支払いの取消しは債務不履行事由とはみなされてはならず、銀行はその単独の裁量で配当もしくは利息の支払いを取消された金額を、その時点で返済期限が到来している銀行のその他の債務の償還のために使用することができること。(ix) かかる商品は発行日から5年以内に償還されてはならず、発行日から5年経過した後も、銀行はその単独の裁量でかかる商品を償還するか否か決定することができ、かかる商品は、実際にその商品を発行する銀行に対し、償還されるか、償還の負担を課す条件を有することにより投資家に期待を持たせるようないかなる条件の対象にもなっていないこと。

(中略)

貸出に関する規制

(中略)

- ・20百万ウォン以下の一般貸出または合計50百万以下の一般貸出および住宅ローンを除く銀行の子会社の役員もしくは従業員に対する貸出

個人世帯向け貸出に関する最近の規制

(中略)

- ・投資が過剰と政府が指定する地域に所在する住宅（集合住宅を含む。）または投機性が高いと政府が指定する地域に所在する住宅（集合住宅を除く。）を担保として行われる貸出に関しては、それぞれの場合において（a）満期が3年以内の貸出のローン資産価値比率は50%を超えないものとし、（b）満期が3年超の貸出のローン資産価値比率は60%を超えないものとする。

(中略)

銀行の所有に関する規制

銀行法の下で、一定の例外を除き、単一の株主およびかかる株主と特殊関係にある個人（銀行法大統領令に定義される。）は、全国規模の銀行の発行済議決権付株式の10%および地方銀行の発行済議決権付株式の15%を上限として、実質的所有権を取得することができる。政府、韓国預金保険公社および金融持株会社法に基づき適格である金融持株会社は、かかる上限による制約を受けない。ただし、非金融グループ会社（すなわち、(1)グループに属するすべての非金融会社の純資産総額が、当該グループのすべての構成員の純資産総額の25%以上である同一の株主グループ、(2)グループに属するすべての非金融会社の資産総額が2兆ウォン以上である同一の株主グループ、(3)上記(1)または(2)に記載された同一の株主グループが発行済株式総数の4%超を所有する投資信託、(4)FSCMAに基づくプライベート・エクイティ・ファンドで、(i)かかるプライベート・エクイティ・ファンドの無限責任組合員、(ii)かかるプライベート・エクイティ・ファンドにおける株式保有比率が10%以上である有限責任組合員、または(iii)独占規制および公正取引に関する法律に定義される同一のコングロマリットに属する単一の企業集団のメンバー企業で、かかるプライベート・エクイティ・ファンドにおける合計株式保有比率が30%以上である有限責任組合員であり、上記の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、または(5)プライベート・エクイティ・ファンドの特別目的会社で、上記(4)に記載されるプライベート・エクイティ・ファンドが特別目的会社の発行済株式の4%超を保有するかもしくは特別目的会社の主要な経営事項に対して、例えば役員の任命および解任を通じて事実上の支配権を有する場合）は、全国規模の銀行の発行済議決権付株式の4%を超える実質所有権を取得することはできない。ただし、かかる非金融グループ会社は、下記の条件のもとで、実質所有権を取得することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(1) 事業

事業の概観

(中略)

預金受入業務

(中略)

- ・ **要求払預金** 要求払預金は、無利息であるかまたは定期預金または貯蓄預金より低い利率の利息が生じ、顧客は随時資金の預入れおよび引出しができる。利息が付される場合には、要求払預金の金利は、預入期間および預入金額に応じて固定金利または変動金利となる。2015年12月31日現在および2016年12月31日現在における要求払預金は、当行の総預金額のそれぞれ38.8%および40.5%を占めていた。2015年度および2016年度における要求払預金の平均支払金利はそれぞれ0.43%および0.36%であった。
- ・ **定期預金および貯蓄預金** 定期預金は通常、顧客が所定の期間預金を維持することを求められ、その期間中かかる預金には、固定金利または資金調達コスト・インデックス(COFIX)を含む一定の金融指標に基づく変動金利が付される。所定期間終了前に預金引き出される場合には、顧客の受取金利は当初提示された金利よりも低くなる。定期預金の期間は通常1ヵ月から5年である。貯蓄預金は、顧客が随時資金の預入れと引出しを行うことを認め、通常、定期預金または積立預金の適用金利よりも低い変動可能な金利が付される。定期預金および貯蓄預金は、2015年および2016年12月31日現在における当行の預金合計額のそれぞれ56.6%および53.7%を占め、2015年度および2016年度の平均支払金利はそれぞれ1.59%および1.28%であった。
- ・ **その他の預金** その他の預金は主に譲渡性預金からなる。譲渡性預金の満期は通常30日から2年である。譲渡性預金の金利は、預金の預入期間および実勢市場金利に基づいて決定される。譲渡性預金は、当該譲渡性預金に対する支払金利を反映して、額面価額から割り引いて販売される。その他の預金は、2015年および2016年12月31日現在における当行の総預金額のそれぞれ4.5%および5.8%を占め、2015年度および2016年度における平均支払金利はそれぞれ1.19%および1.44%であった。

(中略)

個人向け銀行業務

(中略)

個人向け貸出業務

(中略)

抵当ローンおよび住宅担保ローンを含む有担保の貸出については、当行は、先順位担保権(少額の権利を除く。)があればこれを考慮して、当該担保の評価額の40%から70%までを貸し付ける方針である。有担保貸出のローン資産価値比率は、最新の担保評価額を用いて毎月更新される。2016年12月31日現在、当行の抵当ローンおよび住宅担保ローンのローン資産価値比率は52.29%であった。2016年12月31日現在、実質的にすべての当行の抵当ローンおよび住宅担保ローンは居住用不動産によって担保されていた。

金融監督院(以下「FSS」という。)の2014年8月1日付の行政指導(数回延長され、現在は2017年7月31日まで有効とされている。)に基づき、当行は(i)住宅担保ローンを提供する場合には、70%のローン資産価値比率を限度とし、(ii)集合住宅の購入に対する100百万ウォン超の住宅担保ローンで、「ソウル首都圏地域(島などの一部地域を除く。)」に所在するかかる集合住宅を担保とするものは60%という債務所得比率の上限を遵守することを義務付けられ、および、(iii)潜在的な所得が見込まれる場合はこれを考慮し、より柔軟性をもって債務所得比率を決定することが義務付けられている。さらに、韓国の監督当局は韓国の銀行に対して随時行政指導を行うが、これには借り手による住宅ローンの使用を制限する効果があり、そのため、不動産物件に対する需要を抑制する効果がある。例えば、FSSは、一定の状況を除き、抵当ローンおよび住宅担保ローンを提供する前に、担保の種類もしくは価値または不動産の所在地にかかわらず、借り手の返済能力を所得証明に基づいて検証させる行政指導を金融機関に対し公表した。かかる行政指導は、証明できる所得のない借り手に対する新規の抵当ローンおよび住宅担保ローンの提供を事実上禁止する効果があった。

(中略)

価格設定

当行の個人向け貸出金に付される金利は、定期的に調整される変動金利(内部振替価格制度を用いて算出された3ヵ月、6ヵ月または12ヵ月間の期間について決定された基準金利に基づいており、貸出関連費用お

よび関連貸出商品の利益率を考慮するために調整された、資金調達の市場コストを反映している。)か、または貸出関連費用および利益率を考慮するために調整された、資金調達の市場コストを反映した固定金利のいずれかである。固定金利の貸出金の最長満期は個人向けが30年、法人向けが15年であり、限定された場合に限り変動金利貸出金にプレミアムを付して提供される。当行が変動金利または固定金利に基づき提供している無担保の貸出について、これらにかかる金利は、とりわけ貸出承認プロセスにおいて決定された借り手の信用スコアに基づく利益率が反映される。有担保貸出について、信用限度は担保の種類に基づき、担保およびローン資産価値比率が優先される。当行は、借り手による現在および/または将来予想される当行の収益に対する貢献を反映するために、これらの貸出の価格設定を調整することができる。当行の貸出商品にかかる金利は、貸出延長時に調整することができる。貸出が貸出日から3年以内に弁済される場合、借り手は当行に対して未返済の元本額の通常0.8%から1.4%の期限前弁済手数料に加え、当該貸出の元本に対する発生済みだが未払いの金利に当該貸出の満期までの残存日数を分子とし、当該貸出の期間または3年間のいずれか長い方の日数を分母とする分数を乗じた金額を支払うことが義務付けられる。

(中略)

法人向け銀行業務

(中略)

中小企業向け銀行業務

(中略)

- ・ 顧客および商品について市場に精通し、また主導する専門性を蓄積してきたこと。当行は、当該市場セグメントに組み込まれた信用リスクならびに当該市場セグメントの需要に特に合わせた貸出およびその他の商品を開発することを深く理解していると考えている。

(中略)

法人向けエレクトロニック・バンキング

当行は、「新韓ビズバンク」として知られるウェブベースの総合的な資金管理サービスを法人顧客に提供している。新韓ビズバンクは、基本的な取引履歴の照会や資金振替から信用状開設、貿易金融、支払管理、回収管理、販売決済サービス、購入決済サービス、企業間決済サービス、スリーピング(口座精算)、プーリング(資金プーリング)、ERPインターフェイス・サービス、ホスト間バンキング・ソリューション、SWIFT SCOREサービスおよびグローバルなキャッシュ・流動性管理サービスに至るほぼすべての種類の銀行取引をサポートしている。さらに、当行はインターネット・バンキング、キャピタル・マネジメント・サービスおよび企業資源プランニングを組み合わせ、企業顧客によりよいサービスを行うことを企図した「インサイド・バンク」プログラムを通じて、顧客にその金融サービスへの統合された高度アクセスを提供している。インサイド・バンク・プログラムはまた、様々な業種のコングロマリットから小規模企業に至るまでターゲットとする企業顧客の包括的なニーズを満たすカスタマイズされた金融サービスを提供し、当行の法人顧客が当行の金融サービスにアクセスする際の利便性を高め、その資金の戦略的な運用を支援することを目標とするものである。

法人向け貸出業務

(中略)

法人向け貸出は、無担保であるかまたは不動産、預金もしくは保証状による担保付きでなされる。2016年12月31日現在、有担保貸出および保証付き貸出(信用保証保険基金の発行する保証証書によって担保された貸出を含む。)は当行のウォン建て中小企業向け貸出のそれぞれ59.2%および11.0%を占めていた。2016年12月31日現在、法人向け貸出の49.0%は不動産を担保としていた。

(中略)

販売網

当行は、国内広域にわたる個人向けおよび法人向け銀行業務に特化した支店網や、セルフサービスの端末やエレクトロニック・バンキング(携帯電話バンキングを含む。)および海外サービス・ネットワークで補完される様々な販売網および販売チャネルを通じて、個人顧客および法人顧客に幅広い金融サービスを提供している。

(中略)

海外のサービス・ネットワーク

下表は、2016年12月31日現在における当行の海外銀行業務子会社および支店を示している。

事業部門	所在地	設立年または 取得年
(中略)		
<u>駐在員事務所</u>		
メキシコ	メキシコ メキシコシティ	2008年
ウズベキスタン	ウズベキスタン タシュケント	2009年
ミャンマー	ミャンマー ヤンゴン	2013年
ポーランド ⁽¹⁾	ポーランド ワルシャワ	2014年

注記：

(1) ヨーロッパ新韓銀行は2014年にポーランドに駐在員事務所を設立した。

(中略)

子会社

2016年12月31日現在、当行は（42の連結特別目的ビークルに加え、）11の連結子会社を所有しており、その詳細を下表に示す。

子会社 ⁽¹⁾	所在地	株式持分 (単位：%)	業務内容
新韓アジュ金融有限公司	香港	<u>99.99</u>	投資銀行業務、韓国企業向けの財務およびコンサルティング業務のアレンジ、ならびに中国および東南アジア諸国において投資銀行業務に従事。
(中略)			
メキシコ新韓銀行	メキシコシティ	<u>99.99</u>	まだ開業していない。 ⁽²⁾
PT Bank Shinhan Indonesia ⁽³⁾	ジャカルタ	98.98	一般銀行業務。大部分が現地の中小企業およびインドネシアに所在する韓国人顧客（法人を含む。）対象。

注記：

(2) 当行はまた、韓国IFRSに基づき連結子会社とされる42のストラクチャード・エンティティ（構造化企業）を有している。

(中略)

(2) 資産および負債の詳細

(中略)

貸出ポートフォリオ

(中略)

主な債務者グループに対するエクスポージャー

2016年12月31日現在、当行のエクスポージャー合計の13.2%はFSS院長により認定された主要債務者10グループに対するもので、その大部分は財閥であった。下表は、表示日現在における、当行が最大エクスポージャーを有する主要債務者10グループに対する当行のエクスポージャー合計を示している。

(中略)

満期分析

下表は、2016年12月31日現在における当行の貸出ポートフォリオの満期予定（満期までの残存期間別に表示）を示している。開示されている金額は、これに帰属する貸倒引当金および繰延貸付付帯費用控除前の額である。分割返済ローンの場合、分割返済時期を考慮して満期が調整されている。

(中略)

未収利息不計上の貸出および延滞貸出

(中略)

下表は、表示された日における1日以上延滞した未収利息不計上貸出金および未収利息計上貸出金とされた貸出金額を示している。「未収利息計上だが1日延滞」の要件には、まだ未収利息を計上しているが元本または利息の支払が契約上は1日以上延滞している貸出を含む。当行は引き続き、未収利息が現金預金により全額担保されている場合を含め、貸出金の全額が未払いである貸出金にかかる未収利息を計上する。

	12月31日現在	
	2015年	2016年
	(単位：十億ウォン)	
未収利息不計上貸出金 ⁽¹⁾		
法人向け	1,106	974
個人向け	205	218
小計	1,311	1,192
契約上1日以上延滞となっている未収利息計上貸出金		
法人向け	130	189
個人向け	276	266
小計	406	455
合計	1,717	1,647

注記：

(1) 韓国IFRSに基づき「不良債権の再編」である貸出金または金利および／または元本の支払が90日以上延滞している貸出金（二重に計上することを避けるために両方の要件を満たしている貸出金の重複調整後）を表している。

(中略)

再編中の貸出金に係る貸出条件改訂プログラム

(中略)

債務の株式への転換

(中略)

債務の株式への転換には、概して二つの主なメリットがある。一つ目は、債務の株式への転換によって借入額および関連する借り手の利息費用が減少し、その結果債務負担額が減少して流動性が増加し、借り手が再編から脱却して当行への債務を返済する可能性が高まる。二つ目は、借り手の再生が成功した場合には、当行は転換された持分証券の価値の値上がり益に対する権利を有する。しかしながら、これらのメリットにも拘らず、再編の一環として転換される貸出金は概ねいかなる条件の改訂を行っても回収不能とみなされることから、債務の株式への転換が当行の受取利息に与える影響は通常重大ではない。当行の資産分類に与える影響については、当行は概して、非再編済み貸出金および再編済み貸出金の双方に対して同じ資産分類基準を適用する。再編済み貸出金については、当行はまた、とりわけ適用可能な範囲で借り手のその事業計画に対する強い意志および自助手段の実行といった追加要因を考慮する。かかる基準を考慮し、当行は通常、

債務整理の対象となる貸出金を「要注意」として分類している。当行の貸出分類の一般的な説明については、「第2-3-(6) 監督および規制 - 銀行に適用される主要な規制 - 自己資本比率」を参照のこと。

(中略)

引当方針

(中略)

法人向け貸出

(中略)

- ・元本または利息が90日超延滞している貸出

(中略)

行内信用リスク監視方針に従い、当行は貸出残高の比較的大きい減損貸出（通常30億ウォン超）について個別に減損評価する。これらの貸出金の貸倒引当金は通常、当行が受取ることが見込まれる見積り将来キャッシュ・フロー（元本および利息の双方）を貸出の実効金利で割り引くことにより設定される。当行は、見込まれる将来キャッシュ・フローの最善の見積りを決定するにあたり、起こりうるすべての可能性を考慮している。当行経営陣は個別の貸出担当者と密接に協議し、これらの見積りが有効であることを確保するために、用いられるキャッシュ・フローの仮定を検討する。

(中略)

個人向け貸出

当行は、下記の個人向け貸出を個別減損評価により減損していると考えている。

- ・元本または利息が90日超延滞している貸出

(中略)

不良債権

不良債権は、90日超支払期限を経過した貸出金として定義される。下表は、表示日現在における当行の不良債権ポートフォリオ合計およびその貸出金合計に占める割合を示している。

(中略)

貸出金の償却

(中略)

償却対象の貸出金

(中略)

- ・12ヵ月を超えて延滞している無担保の個人向け貸出に対する未返済残高

(中略)

(3) リスク管理

(中略)

信用リスク管理

(中略)

信用評価および承認

(中略)

個人向けローン

(中略)

抵当ローンおよび住宅担保ローンならびに不動産担保ローンについては、当行は、ローンの担保として供される不動産の価値を、韓国全土の不動産価格に関する情報を含む専用データベースを利用して評価する。

また、当行は、韓国の不動産市場および物価について第三者により提供された最新の情報も利用する。当行は、不動産担保の額を処理センターの行内職員に評価させるが、処理センターで当初定められたとおり、評価額が三十億ウォンを超える貸出については、当該評価額を審査し、連帯保証する公認鑑定士を雇用する。当行はまた、少なくとも毎年、担保の評価額を概要ベースで内部で再評価する。

(中略)

信用審査および監視

(中略)

多額の貸出残高を有する借り手に対する体系的監視

(中略)

当行は、借り手の信用格付に応じた間隔（例えば、格付がAAAからAまでの「正常」借り手については12ヵ月ごと、格付がA-からBBB+の「正常」借り手については9ヵ月ごと、格付がBBBからB-の借り手については6ヵ月ごと、CCC以下の格付の借り手および「正常」とみなされない格付の借り手については3ヵ月ごと）で上記の借り手に対して体系的な監視を行っている。さらに、貸出審査担当者は、借り手に信用の質の悪化の兆候がある場合、より頻繁な監視を要請することができる。二十億ウォン以上の貸出残高を有する借り手については、当行はまたかかる借り手の収入および所得を四半期ごとに四半期終了後10週間以内に監視する。

(中略)

市場リスク管理

(中略)

トレーディング業務から生じる市場リスクの管理

(中略)

2016年12月31日に終了した年度の トレーディング・ポートフォリオVaR⁽¹⁾

	平均値	最低値	最高値	2016年 12月31日現在
	(単位：十億ウォン)			
金利リスク	33.2	18.8	48.9	44.4
為替リスク ⁽²⁾	56.1	53.7	61.4	60.1
株価リスク	5.2	4.8	5.8	5.5
オプション・ボラティリティ ⁽³⁾	0.1	0.1	0.3	0.2
控除：ポートフォリオの分散 ⁽⁴⁾	(38.6)	(24.3)	(54.8)	(49.2)
VaR合計 ⁽⁵⁾	56.0	53.1	61.6	61.0

(中略)

バリュー・アット・リスクの分析 当行は、市場リスクを測定するために、10日VaRおよび1日VaRを使用している。当行は、(i)保有期間を10日とする過去12ヵ月間のデータに基づき、日々10日VaRを計算し、(ii)保有期間を1日とする過去12ヵ月間のデータに基づき、日々1日VaRを計算している。10日VaRおよび1日VaRは、通常の市場環境において10日間および1日間にそれぞれ起こり得る統計的に推計された予想最大損失額である。VaRが99%の信頼水準で測定された場合、実際の損失額は平均して100営業日中1日だけ予想VaRを上回る可能性があり、一方、99.9%の信頼水準を用いてVaRを測定した場合、平均して1,000営業日中1日だけ実際の損失額が予想VaRを上回る可能性がある。

(中略)

非トレーディング業務のための市場リスク管理

(中略)

金利リスク管理

(中略)

そのため、金利VaRにとって、デュレーション・ギャップ（つまり、すべての利付資産の加重平均デュレーションからすべての有利子負債の加重平均デュレーションを差引いたもの。）は、金利VaRへの影響において該当する資産および負債の相対的な規模より重要な要因となる場合がある。対照的に、金利EaRにとって、「１年以下の金利」の形態における該当する資産および負債の相対的規模の差（つまり、満期まで１年未満の利付資産の金額から満期まで１年未満の有利子負債の金額を差し引いたもの）は、金利EaRへの影響において最も重要な要因である。

(中略)

正味受取利息シミュレーション

(中略)

シミュレーションした2016年の正味受取利息 (ウォン建ての非トレーディング銀行勘定⁽¹⁾)

	仮定金利		正味受取利息変動		正味受取利息変動		
	変動なし	1パーセン ト・ポイン ト上昇	1パーセン ト・ポイン ト減少	金額	% 変動	金額	% 変動
				(1パーセン ト・ポイン ト上昇)	(1パーセン ト・ポイン ト上昇)	(1パーセン ト・ポイン ト減少)	(1パーセン ト・ポイント 減少)
			(単位：十億ウォン、パーセントを除く)				
シミュレーションした受 取利息	6,795	8,023	5,568	1,227	18.1%	(1,227)	(18.1)%
シミュレーションした支 払利息	3,016	3,985	2,047	969	32.1%	(969)	(32.1)%
正味受取利息	3,779	4,037	3,521	258	6.8%	(258)	(6.8)%

(中略)

株式リスク

(中略)

当行の投資ポートフォリオにおいて保有されるウォン建ての持分証券は、韓国取引所のKRX KOSPI市場またはKRX KOSDAQ市場に上場される株式および一部の非上場株式で構成される。当行は、関連するリスクの管理のためにこれらの持分証券のほとんどについてエクスポージャーの限度を設定している。2016年12月31日現在、当行はその非トレーディング勘定において総額1,417.5十億ウォンの持分証券を有しており、このうち238.4十億ウォンはとりわけ経営支配目的および延滞した貸付があった貸出先の会社の再編手続の一環としての債務の株式への転換によるものであった。

(中略)

流動性リスク管理

(中略)

当行は、FSC規則に従って、ウォン建て勘定および外貨建て勘定について設定された限度額の範囲内で流動性リスクを管理している。FSCは、当行を含む韓国の銀行に流動性カバレッジ比率を2015年1月1日現在で80.0%以上、2016年1月1日現在で85.0%以上、2017年1月1日現在で90.0%以上、2018年1月1日現在で95.0%以上および2019年1月1日現在で100.0%以上を維持することを義務付けている。FSCは、ウォン建て流動性カバレッジ比率を、簡単に現金に転換できる流動性の高い資産を、バーゼルIIIに基づく流動性カバレッジ比率要件を実施するために2016年6月28日付で改正された銀行業務の監督に関する規則に基づくウォン建て流動性カバレッジ比率に従って設定されたストレス水準の状況における翌30日間のキャッシュ・アウトフローの正味金額で除したものと定義している。

外貨建て流動性比率に関し、銀行業務の監督に関する規則は、外国為替業務を行う金融機関（すなわち銀行）は、外貨建ての負債が直前の半期末現在で500百万米ドル以上またはその負債合計の5%以上である場合、80%以上の外貨建て流動性比率を維持することを義務付けている。「外貨建て流動性比率」とは、翌30日間における外貨建て資産および負債に関する正味キャッシュ・アウトフローに対する流動性の高い資産の比率である。外貨建て負債が直前の半期末現在で500百万米ドル未満またはその負債合計の5%未満である外国為替業務を行う金融機関の場合、(i)残存期間が3ヵ月末満の資産の残存期間が3ヵ月末満の負債に対する比率は85%以上でなければならない、()残存期間が1ヵ月末満の資産が残存期間が1ヵ月末満の負債を10%超上回ってはならない、とする比率の維持が義務付けられ、外貨建て資産および負債を残存期間ごとに分類し、管理しなければならない。

(中略)

(4) 新韓フィナンシャル・グループ

概要

(中略)

新韓フィナンシャル・グループは、現在、直接子会社13社および間接子会社24社を有しており、商業銀行業務、コーポレート・バンキング、プライベート・バンキング、クレジットカード、資産管理、ブローカーおよび保険サービスを含む幅広い金融商品およびサービスを提供している。新韓フィナンシャル・グループは、こうした幅広いサービスが当行の現在の顧客および潜在顧客の多様なニーズを満たすのに役立つと考えている。新韓フィナンシャル・グループは、現在グループ全体で約1,437の支店網において、約26,079名の従業員を通じて約18.4百万の稼働顧客（かかる顧客基盤は、韓国で最大であると同グループは考えている。）にサービスを提供している。新韓フィナンシャル・グループの収益の90%超がこれまで韓国から得られているが、同グループは米国、カナダ、英国、日本、中華人民共和国、ドイツ、インド、オーストラリア、香港、ベトナム、カンボジア、カザフスタン、シンガポール、メキシコ、ウズベキスタン、ミャンマー、ポーランド、インドネシア、フィリピンおよびアラブ首長国連邦における165の事務所の世界的なネットワークを通じて当行の顧客のニーズに応えることを目指している。

(中略)

(6) 監督および規制

銀行に適用される主要な規制

(中略)

自己資本比率

(中略)

(viii) 配当または利息の支払いの取消しは債務不履行事由とはみなされてはならず、銀行はその単独の裁量で配当もしくは利息の支払いを取消された金額を、その時点で返済期限が到来している銀行のその他の債務の償還のために使用することができること。

(ix) かかる商品は発行日から5年以内に償還されてはならず、発行日から5年経過した後も、銀行はその単独の裁量でかかる商品を償還するか否か決定することができ、かかる商品は、実際にその商品を発行する銀行に対し、償還されるか、償還の負担を課す条件を有することにより投資家に期待を持たせるようないかなる条件の対象にもなっていないこと。

(中略)

貸出に関する規制

(中略)

- ・20百万ウォンまでの一般貸出または合計50百万ウォンまでの一般貸出および住宅ローンを除く銀行の子会社の役員もしくは従業員に対する貸出

個人世帯向け貸出に関する最近の規制

(中略)

- ・投資が過剰と政府が指定する地域に所在する住宅（集合住宅を含む。）または投機性が高いと政府が指定する地域に所在する住宅（集合住宅を除く。）を担保として行われる貸出に関しては、それぞれの場合において（i）満期が3年以内の貸出のローン資産価値比率は50%を超えないものとし、（ii）満期が3年超の貸出のローン資産価値比率は60%を超えないものとする。

(中略)

銀行の所有に関する規制

銀行法の下で、一定の例外を除き、単一の株主およびかかる株主と特殊関係にある個人（銀行法大統領令に定義される。）は、全国規模の銀行の発行済議決権付株式の10%および地方銀行の発行済議決権付株式の15%を上限として、実質的所有権を取得することができる。政府、韓国預金保険公社および金融持株会社法に基づき適格である金融持株会社は、かかる上限による制約を受けない。ただし、非金融グループ会社（すなわち、(1)グループに属するすべての非金融会社の純資産総額が、当該グループのすべての構成員の純資産総額の25%以上である同一の株主グループ、(2)グループに属するすべての非金融会社の資産総額が2兆ウォン以上である同一の株主グループ、(3)上記(1)または(2)に記載された同一の株主グループが発行済株式総数の4%超を所有する投資信託、(4)FSCMAに基づくプライベート・エクイティ・ファンドで、(i)かかるプライベート・エクイティ・ファンドの無限責任組員、(ii)かかるプライベート・エクイティ・ファンドにおける株式保有比率が10%以上である有限責任組員、または(iii)独占規制および公正取引に関する法律に定義される同一のコングロマリットに属する単一の企業集団のメンバー企業で、かかるプライベート・エクイティ・ファンドにおける合計株式保有比率が30%以上である有限責任組員であり、上記の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、または(5)プライベート・エクイティ・ファンドの特別目的会社で、上記(4)に記載されるプライベート・エクイティ・ファンドが特別目的会社の発行済株式の4%以上を保有するかもしくは特別目的会社の主要な経営事項に対して、例えば役員の任命および解任を通じて事実上の支配権を有する場合）は、全国規模の銀行の発行済議決権付株式の4%を超える実質所有権を取得することはできない。ただし、かかる非金融グループ会社は、下記の条件のもとで、実質所有権を取得することができる。

(後略)

第3【事業の状況】

3【対処すべき課題】

<訂正前>

戦略

(前略)

世界的に競争するために基盤を強化すること。当行の大手世界的銀行としての地位と基盤をさらに強化するために、当行は(i)収益性と生産性を改善する方法を考案することにより、海外のプロフィットセンターを設置するために既存のグローバル・ネットワークとの関係を構築し、さらに海外子会社への資本投資を行い、何もない状態で参入しても現地の銀行免許の取得が難しい市場では買収を選択的に追及しつつ、組織の拡大に向けた注力を維持し、(ii)中華人民共和国、ベトナムおよびインドネシアといった核となる海外のターゲットである市場において競争的な地位を強化し、さらに米国、日本、インド、カザフスタンおよびカンボジアといった当行が現在拠点を有するその他の市場でさらに差別化を図り、また(iii)組織再編、プロセス改善および有能な人材の採用を通じて、世界的なビジネス能力のための支援構造を高めることを計画している。

競争

(中略)

韓国の規制改革および事業慣行の全般的な近代化もまた韓国の金融機関の間の競争を激化させている。2015年7月以来、FSCは韓国金融決済院を通じて、かかるサービスに参加している金融機関（現在は、銀行、証券会社ならびに郵便局、韓国地域信用協同組合、韓国信協、相互貯蓄銀行および全国林業共同組合といったその他の金融機関）に口座を保有する者が自動払い口座を検索し、終了し、変更することができる、統合自動振替管理サービスを提供している。さらに、2016年12月から、FSCは統合口座管理サービスの提供を開始した。これにより、そのサービスに参加している銀行に口座を開設している口座保有者は、その銀行口座の詳細な情報をサーチし、少額の休眠口座（すなわち、過去1年間に取引のない口座。）を閉鎖し、かかる口座の残高を別の口座に移管することができる。さらに、2016年3月からFSCは銀行部門と証券部門との間の規制障壁をより小さくする取組みの一環として個人貯蓄口座（以下「ISA」という。）制度を導入した。ISAは口座保有者が現金預金、ファンドおよび証券投資の口座を含むいくつかの異なる金融商品を単一の口座で管理することができる統合口座で、その収益は税務上の優遇措置を受けることが適格となる。この新たなシステムは個人が複数のISA口座を保有することを認めていないため、銀行および証券会社の間で既存の顧客を維持し、新たな顧客を獲得しようとする競争が激化することが予想される。金融部門の改革が継続することにより、既存の銀行、保険会社、証券会社およびその他の金融機関の間での競争はより厳しくなる可能性があり、現在の韓国金融市場に著しい変化をもたらす可能性がある。その結果、当行は預金の増加または維持において困難に直面する可能性があり、そのために当行の資金調達コストが増加し、決済および送金サービスの手数料収入が減少する可能性がある。

さらに、韓国経済が一層発展し、新たな事業機会が生まれると、より多くの競争相手が金融サービス市場に参入する可能性がある。例えば、カカオ・コーポレーション、ネイバーおよびサムソン電子といった大規模な利用者ネットワークを有するオンライン・サービスのプロバイダーならびに技術会社は、一般に「フィンテック」（金融テクノロジー）と称する金融サービスと金融技術との成長中の集約に基づくシステムを通じた仮想振込サービスの提供に著しく参入しているため、オンライン顧客をめぐる競争は、商業銀行の間だけでなく、オンラインおよびモバイル支払サービスのプロバイダーも含めて激しくなっている。2015年、政府は、インターネットのみによる銀行の営業を韓国において許可する計画を発表した。FSCは2016年12月14日にKTコンソーシアムのKバンクに、2017年4月5日にカカオ・コンソーシアムのカカオ・バンクに銀行サービス免許を付与した。Kバンクは2017年4月3日に営業を開始した。カカオ・バンクは2017年7月までに営業を開始する予定である。その計画により、2015年11月にカカオ・コンソーシアムおよびKTコンソーシアムの2件の事業コンソーシアムがインターネットのみの銀行を経営するための予備認可を政府により付与された。本書の日付現在、これらのコンソーシアムは最終的な認可を待っており、かかる認可は2016年上半期中に下りることが見込まれている。政府による最終的な認可を取得したなら、かかる最終認可日から6ヵ月以内にインターネットのみの銀行の営業が開始される見込みである。インターネットのみの銀行は、人件費および間接費用を節約できる分を預金口座により高い金利を提供し、貸出費用を引下げ、サービス手数料を抑えることにより顧客に還元することができるため、従来の銀行に対して優位となる可能性がある。そのため、商業銀行は、実際の銀行店舗で対面での利用を主とする従来の顧客に比較して、成長著しい顧客基盤であるオンライン利用者を惹きつけ、維持するために、そのサービス基盤をアップグレードする必要性に一層迫られるであろう。

(後略)

<訂正後>

戦略

(前略)

世界的に競争するために基盤を強化すること。当行のグローバルな大手銀行としての地位と基盤をさらに強化するために、当行は(i)収益性と生産性を改善する方法を考案することにより、海外のプロフィットセンターを設置するために既存のグローバル・ネットワークとの関係を構築し、さらに海外子会社への資本投資を行い、何もない状態で参入しても現地の銀行免許の取得が難しい市場では買収を選択的に追及しつつ、組織の拡大に向けた注力を維持し、(ii)中華人民共和国、ベトナムおよびインドネシアといった核となる海外のターゲットである市場において競争的な地位を強化し、さらに米国、日本、インド、カザフスタンおよびカンボジアといった当行が現在拠点を有するその他の市場でさらに差別化を図り、また(iii)組織再編、プロセス改善および有能な人材の採用を通じて、世界的なビジネス能力のための支援構造を高めることを計画している。

競争

(中略)

韓国の規制改革および事業慣行の全般的な近代化もまた韓国の金融機関の間の競争を激化させている。2015年7月以来、FSCは韓国金融決済院を通じて、かかるサービスに参加している金融機関(現在は、銀行、証券会社ならびに郵便局、韓国地域信用協同組合、韓国信協、相互貯蓄銀行および全国林業共同組合といったその他の金融機関)に口座を保有する者が自動払い口座を検索し、終了し、変更することができる、統合自動振替管理サービスを提供している。さらに、2016年12月から、FSCは統合口座管理サービスの提供を開始した。これにより、そのサービスに参加している銀行に口座を開設している口座保有者は、その銀行口座の詳細な情報をサーチし、少額の休眠口座(すなわち、過去1年間に取引のない口座。)を閉鎖し、かかる口座の残高を別の口座に移管することができる。さらに、2016年3月からFSCは銀行部門と証券部門との間の規制障壁をより小さくする取組みの一環として個人貯蓄口座(以下「ISA」という。)制度を導入した。ISAは口座保有者が現金預金、ファンドおよび証券投資の口座を含むいくつかの異なる金融商品を単一の口座で管理することができる統合口座で、その収益は税務上の優遇措置を受けることができる。この新たなシステムは個人が複数のISA口座を保有することを認めていないため、銀行および証券会社の間で既存の顧客を維持し、新たな顧客を獲得しようとする競争が激化することが予想される。金融部門の改革が継続することにより、既存の銀行、保険会社、証券会社およびその他の金融機関の間での競争はより厳しくなる可能性があり、現在の韓国金融市場に著しい変化をもたらす可能性がある。その結果、当行は預金の増加または維持において困難に直面する可能性があり、そのために当行の資金調達コストが増加し、決済および送金サービスの手数料収入が減少する可能性がある。

さらに、韓国経済が一層発展し、新たな事業機会が生まれると、より多くの競争相手が金融サービス市場に参入する可能性がある。例えば、カカオ・コーポレーション、ネイバーおよびサムソン電子といった大規模な利用者ネットワークを有するオンライン・サービスのプロバイダーならびに技術会社は、一般に「フィンテック」(金融テクノロジー)と称する金融サービスと金融技術との成長中の集約に基づくシステムを通じて仮想振込サービスの提供に著しく参入しているため、オンライン顧客をめぐる競争は、商業銀行の間だけでなく、オンラインおよびモバイル支払サービスのプロバイダーも含めて激しくなっている。2015年、政府は、インターネットのみによる銀行の営業を韓国において許可する計画を発表した。FSCは2016年12月14日にKTコンソーシアムのKバンクに、2017年4月5日にカカオ・コンソーシアムのカカオ・バンクに銀行サービス免許を付与した。Kバンクは2017年4月3日に営業を開始した。カカオ・バンクは2017年7月までに営業を開始する予定である。インターネットのみの銀行は、人件費および間接費用を節約できる分を預金口座により高い金利を提供し、貸出費用を引下げ、サービス手数料を抑えることにより顧客に還元することができるため、従来の銀行に対して優位となる可能性がある。そのため、商業銀行は、実際の銀行店舗で対面での利用を主とする従来の顧客に比較して、成長著しい顧客基盤であるオンライン利用者を惹きつけ、維持するために、そのサービス基盤をアップグレードする必要性に一層迫られるであろう。

(後略)

4【事業等のリスク】

< 訂正前 >

(前略)

当行の事業に関連するリスク

(中略)

当行は最低所要水準を上回る自己資本比率を維持することが要求されており、維持できなかった場合には、当行の事業の一部または全部が停止することがある。

(中略)

韓国でバーゼルIIIの資本要件を実施するために銀行業務の監督に関する規則が改訂され、2013年12月1日に施行された。改訂された銀行業務の監督に関する規則に基づき、2015年1月1日から、韓国の商業銀行は最低普通株式等Tier 1自己資本比率4.5%、最低Tier 1自己資本比率6.0%および最低総自己資本比率（BIS比率）8.0%を維持しなければならない。バーゼルIIIに基づく流動性カバレッジ比率要件を実施するため、2014年12月26日付で銀行業務の監督に関する規則が再度改訂され、流動性カバレッジ比率の最低要件は2015年1月1日現在の80%から毎年5%ずつ引上げられ、2019年1月1日現在には100%となる。資本保全バッファ要件もまた2016年1月1日から段階的に実施され、毎年0.625%ずつ引上げられ、2019年1月1日には韓国の商業銀行は2.5%の資本保全バッファを維持しなければならない。商業銀行がかかる資本保全バッファ要件を維持できない場合、かかる銀行は配当金分配や自己株式買入れといったその利益の用途に関し一定の制約を受けることとなる。FSCは2016年1月1日付で、システム上重要な銀行の追加資本積立ておよびカウンターシクリカル資本バッファ要件に関するバーゼルIIIの要件を実施した。FSCは年ごとに国内の金融システム上重大な影響力（規模およびその他金融機関との関係に基づく）を有する銀行を国内のシステム上重要な銀行として指定し、以下のうち最も高いものに従い追加資本を積立てることを義務付けることができる。(i)普通株式資本のリスクアセットに対する比率がシステム上の重要性評価スコアにより、0.0%から2.0%、(ii)銀行の持株会社が国内のシステム上重要な持株会社である場合、金融持株会社監督規則に基づき銀行持株会社に義務付けられる追加資本に対応する比率、または(iii)銀行がまたバーゼル委員会によって定義されるグローバルなシステム上重要な銀行である場合、バーゼル委員会によって義務付けられる資本比率。FSCの指示に従い、当行を含む国内のシステム上重要な銀行は、2016年1月1日から0.25%の追加的資本バッファを維持することが義務付けられ、かかる資本バッファは毎年0.25%ずつ引上げられ、2019年1月1日までに1.00%に引上げられる。FSCはまた、四半期ごとの検討により、銀行が積立てなければならないカウンターシクリカル資本バッファの水準をGDPに対する与信の増加程度といった要因を考慮して、リスクアセットの0%から2.5%の範囲で、決定し、義務付けることができる。2016年3月から、FSCは0%のカウンターシクリカル資本バッファ要件を維持しており、2017年第1四半期も0%のカウンターシクリカル資本バッファ要件を維持することが見込まれている。

(中略)

当行の不動産融資に関して受けた保証は、十分な補償を与えない可能性がある。

当行は、単独でまたはその他の金融機関と共に、不動産開発プロジェクトに対する融資を行っており、かかるプロジェクトは主に共同住宅建設に集中している。韓国のディベロッパーは、土地を取得し、関連プロジェクト開発費用を支払うために一般にプロジェクト・ファイナンスを用いる。市場慣行として、当行を含むプロジェクト・ファイナンスの貸し手は概して、ディベロッパーが小企業でレバレッジが高いことが多いため、総合建設請負業者からディベロッパーによるプロジェクトの完了について履行保証を、また建設発注を確保するためにディベロッパーにより設立された特別目的融資ピークルにより資金調達された借入金について支払保証を受ける。2016年12月31日現在、当行の不動産プロジェクト・ファイナンス関連エクスポージャーの残高合計は約1.6兆ウォンで、韓国の不動産市場の不振が続いていることから、当行はこの分野における新たなエクスポージャーを積極的に削減してきたため、この数年間で著しく減少した。しかし、当行の既存の不動産開発プロジェクトへの貸出について債務不履行が著しく増加し、総合建設請負業者が当行の融資額をカバーするのに必要な保証金額を支払わない場合、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(中略)

法律、規則および政府政策に関するリスク

当行は厳しく規制されている事業体であり、変更されることがある法的・規制環境の中で営業しているため、これに違反した場合には罰則およびその他規制措置が課される可能性がある。

(中略)

FSSは2012年の11月から12月まで当行の包括的監査を行い、当行が顧客口座を違法に監視したこと、一部の金融取引について守秘義務に違反したこと、および当行の関連会社に対する1件の投資について開示し、FSSに報告する義務を怠ったことが発覚した後、2013年7月に当行に機関注意（機関警告を繰り返した場合とは違い、重大な制裁とはならない。）を発し、当行の従業員65名に対する懲戒処分および87.5百万ウォンの罰金を課した。さらに2013年3月、FSSは申立てのあった当行の金融コンピューター・ネットワークの故障に関し、当行に対し特別監査を行った。当行がその情報技術管理者のアカウントおよびワクチン・サーバーに関して適切なメンテナンスを行っていなかったことが発覚した後、2013年12月に当行に機関注意を発し、当行の従業員5名に懲戒処分を課した。2013年10月から2014年11月、FSSはまた、申立てのあった違法な顧客口座の監視に関し、当行に対し一連の特別監査を行い、2014年2月、韓国の検察庁もまたこの件に関して当行の調査を開始した。当行が顧客口座を違法に監視したことが発覚し、FSSは2015年12月に当行に機関注意を通知し、当行の元役員2名に懲戒処分を課したが、2016年8月に検察庁は証拠不十分のため当行の元役員を起訴しないことを決定した。さらに、FSSは2015年4月から5月に当行の定期監査を行い、当行はかかる監査に関し、2016年6月に経営陣への注意要請5件および改善要請3件の通知を受けた。

(中略)

政府は、政策目的の推進において一定の部門に的を絞った貸出を奨励することがあり、当行はこの要因を考慮に入れることがある。

(中略)

固定金利の住宅ローンの比率を拡大する政策を推進するため、FCSは2015年3月24日から3月27日および2015年3月30日から4月3日のそれぞれの期間に「債務転換救済」プログラムを実施し、これに基づき、適格な住宅ローンの借り手（つまり、当初の借入日から1年以上経過しており、過去6ヵ月間に延滞しておらず、元本額が500百万ウォン以下で、900百万ウォン以下の価額の住宅のための住宅ローンで、変動金利および/または利払いのみのローンの場合。）は、かかるローンを固定金利の新たなローンに転換することができる。これにより、借り手は元利金の返済を猶予期間なしで10年、15年、20年または30年の分割払いで返済することが義務付けられる。ただし、新たなローンは最高ローン資産価値比率を70%（資産の所在地にかかわらず）、最大負債所得比率を60%（一部の例外を除き一部の例外を除き、ソウル首都地域に所在する集合住宅に関してのみ。）を充たさなければならない。借り手は、かかるローンを提供した銀行でのみ、元のローンを転換することが認められている。新たに転換された固定金利のローン債権を保有する銀行は、かかる債権を政府が支配する事業体である韓国住宅金融公社に売却することが義務付けられており、同公社は、かかる債権を証券化し、不動産担保証券（かかる債権を担保とする。）を発行し、そのローン債権を売却した銀行にその売却したローンの金額に比例して買い取らせる。かかる銀行はかかる証券を1年間保有しなければならないが、その後はかかる証券を市場その他で売却または処分することができる。FSCによれば、このプログラムに基づき、約327,000人の借り手が総額31.7兆ウォンのローンを固定金利ローンに転換した。このうち当行の占める割合は約13.5%であった。かかるイニシアチブを主たる要因として、固定金利ローンおよび元金分割返済ローンは、2017年1月に政府により発行された情報によると、2016年9月30日現在の韓国の商業銀行により提供された住宅ローン合計のそれぞれ41.4%および43.3%を占めていた。2016年12月31日現在、当行が提供した住宅ローンのうち、固定金利ローンおよび元金分割返済ローンは、それぞれ43.7%および45.4%を占めていた。

(中略)

政府はまた政策目的の促進のため、一部の機関に対する投資を奨励する可能性があり、当行は適時にまたは商業上合理的なその他の方法で、かかる投資を回収できない可能性がある。

(中略)

UAMCOが拡大された再編事業に成功した場合、当行を含む金融機関は、苦境にある借り手の事業の再編に直接取組むよりもむしろ、より多くの不良債権をUAMCOに譲渡することにより、その財務上の健全性を一層強化できることが期待される。しかし、当行またはその他の銀行は、政府によりUAMCOに対する追加の資本拠出もしくは貸出を要請される可能性があり、これにより予期せぬ費用が生じる可能性がある。さらに、不良資産の質が総じて低いことから、当行が保有するかかる資産を商業上妥当な条件で適時にUAMCOに売却できる1と保証することはできない。さらに、政府が、同様の、またはその他の政策目的の推進のために、当行に対し、同様の、もしくはその他の投資もしくはその他の金融支援の提供を要請もしくはその他の方法で奨励する可能性がないと保証することはできない。かかる提供について、当行は十分に補償されないか、または通常であれば負うことのないさらなるリスクを負う可能性があり、そのために当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

当行の事業に関連するリスク

(中略)

当行は最低所要水準を上回る自己資本比率を維持することが要求されており、維持できなかった場合には、当行の事業の一部または全部が停止することがある。

(中略)

韓国でバーゼルIIIの資本要件を実施するために銀行業務の監督に関する規則が改訂され、2013年12月1日に施行された。改訂された銀行業務の監督に関する規則に基づき、2015年1月1日から、韓国の商業銀行は最低普通株式等Tier 1自己資本比率4.5%、最低Tier 1自己資本比率6.0%および最低総自己資本比率（BIS比率）8.0%を維持しなければならない。バーゼルIIIに基づく流動性カバレッジ比率要件を実施するため、2014年12月26日付で銀行業務の監督に関する規則が再度改訂され、流動性カバレッジ比率の最低要件は2015年1月1日現在の80%から毎年5%ずつ引上げられ、2019年1月1日現在には100%となる。資本保全バッファ要件もまた2016年1月1日から段階的に実施され、毎年0.625%ずつ引上げられ、2019年1月1日には韓国の商業銀行は2.5%の資本保全バッファを維持しなければならない。商業銀行がかかる資本保全バッファ要件を維持できない場合、かかる銀行は配当金分配や自己株式買入れといったその利益の用途に関し一定の制約を受けることとなる。FSCは2016年1月1日付で、システム上重要な銀行の追加資本積立ておよびカウンターシクリカル資本バッファ要件に関するバーゼルIIIの要件を実施した。FSCは年ごとに国内の金融システム上重大な影響力（規模およびその他金融機関との関係に基づく）を有する銀行を国内のシステム上重要な銀行として指定し、以下のうち最も高いものに従い追加資本を積立てることを義務付けることができる。(i)普通株式資本のリスクアセットに対する比率がシステム上の重要性評価スコアにより、0.0%から2.0%、(ii)銀行の持株会社が国内のシステム上重要な持株会社である場合、金融持株会社監督規則に基づき銀行持株会社に義務付けられる追加資本に対応する比率、または(iii)銀行がまたバーゼル委員会によって定義されるグローバルなシステム上重要な銀行である場合、バーゼル委員会によって義務付けられる資本比率。新韓フィナンシャル・グループおよび新韓銀行は、2017年に国内のシステム上重要な銀行持株会社および国内のシステム上重要な銀行にそれぞれ選ばれている。FSCの指示に従い、当行を含む国内のシステム上重要な銀行は、2016年1月1日から0.25%の追加的資本バッファを維持することが義務付けられ、かかる資本バッファは毎年0.25%ずつ引上げられ、2019年1月1日までに1.00%に引上げられる。FSCはまた、四半期ごとの検討により、銀行が積立てなければならないカウンターシクリカル資本バッファの水準をGDPに対する与信の増加程度といった要因を考慮して、リスクアセットの0%から2.5%の範囲で、決定し、義務付けることができる。2016年3月から、FSCは0%のカウンターシクリカル資本バッファ要件を維持しており、2017年第1四半期も0%のカウンターシクリカル資本バッファ要件を維持することが見込まれている。

(中略)

当行の不動産融資に関して受けた保証は、十分な補償を与えない可能性がある。

当行は、単独でまたはその他の金融機関と共に、不動産開発プロジェクトに対する融資を行っており、かかるプロジェクトは主に共同住宅建設に集中している。韓国のディベロッパーは、土地を取得し、関連プロジェクト開発費用を支払うために一般にプロジェクト・ファイナンスを用いる。市場慣行として、当行を含むプロジェクト・ファイナンスの貸し手は概して、ディベロッパーが小企業でレバレッジが高いことが多いため、総合建設請負業者からディベロッパーによるプロジェクトの完了について履行保証を、また建設発注を確保するためにディベロッパーにより設立された特別目的融資ビークルにより資金調達された借入金について支払保証を受ける。2016年12月31日現在、当行の不動産プロジェクト・ファイナンス関連エクスポージャーの残高合計は1.6兆ウォンで、韓国の不動産市場の不振が続いていることから、当行はこの分野における新たなエクスポージャーを積極的に削減してきたため、この数年間で著しく減少した。しかし、当行の既存の不動産開発プロジェクトへの貸出について債務不履行が著しく増加し、総合建設請負業者が当行の融資額をカバーするのに必要な保証金額を支払わない場合、当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(中略)

法律、規則および政府政策に関するリスク

当行は厳しく規制されている事業体であり、変更されることがある法的・規制環境の中で営業しているため、これに違反した場合には罰則およびその他規制措置が課される可能性がある。

(中略)

FSSは2012年の11月から12月まで当行の包括的監査を行い、当行が顧客口座を違法に監視したこと、一部の金融取引について守秘義務に違反したこと、および当行の関連会社に対する1件の投資について開示し、FSSに報告する義務を怠ったことが発覚した後、2013年7月に当行に機関注意（機関警告を繰り返した場合とは違い、重大な制裁とはならない。）を発し、当行の従業員65名に対する懲戒処分および87.5百万ウォンの罰金を課した。さらに2013年3月、FSSは申立てのあった当行の金融コンピューター・ネットワークの故障に関し、当行に対し特別監査を行った。当行がその情報技術管理者のアカウントおよびワクチン・サーバーに関して適切なメンテナンスを行っていなかったことが発覚した後、2013年12月に当行に機関注意を発し、当行の従業員5名に懲戒処分を課した。2013年10月から2014年11月、FSSはまた、申立てのあった違法な顧客口座の監視に関し、当行に対し一連の特別監査を行い、2014年2月、韓国の検察庁もまたこの件に関して当行の調査を開始した。当行が顧客口座を違法に監視したことが発覚し、FSSは2015年12月に当行に機関注意を通知し、当行の元役員2名に懲戒処分を課したが、2016年4月に検察庁は証拠不十分のため当行の元役員を起訴しないことを決定した。さらに、FSSは2015年4月から5月に当行の定期監査を行い、当行はかかる監査に関し、2016年6月に経営陣への注意要請5件および改善要請3件の通知を受けた。

(中略)

政府は、政策目的の推進において一定の部門に的を絞った貸出を奨励することがあり、当行はこの要因を考慮に入れることがある。

(中略)

固定金利の住宅ローンの比率を拡大する政策を推進するため、FCSは2015年3月24日から3月27日および2015年3月30日から4月3日のそれぞれの期間に「債務転換救済」プログラムを実施し、これに基づき、適格な住宅ローンの借り手（つまり、当初の借入日から1年以上経過しており、過去6ヵ月間に延滞しておらず、元本額が500百万ウォン以下で、900百万ウォン以下の価額の住宅のための住宅ローンで、変動金利および/または利払いのみのローンの場合。）は、かかるローンを固定金利の新たなローンに転換することができる。これにより、借り手は元利金の返済を猶予期間なしで10年、15年、20年または30年の分割払いで返済することが義務付けられる。ただし、新たなローンは最高ローン資産価値比率を70%（資産の所在地にかかわらず）、最大負債所得比率を60%（一部の例外を除き一部の例外を除き、ソウル首都地域に所在する集合住宅に関してのみ。）を充たさなければならない。借り手は、かかるローンを提供した銀行でのみ、元のローンを転換することが認められている。新たに転換された固定金利のローン債権を保有する銀行は、かかる債権を政府が支配する事業体である韓国住宅金融公社に売却することが義務付けられており、同公社は、かかる債権を証券化し、不動産担保証券（かかる債権を担保とする。）を発行し、そのローン債権を売却した銀行にその売却したローンの金額に比例して買い取らせる。かかる銀行はかかる証券を1年間保有しなければならないが、その後はかかる証券を市場その他で売却または処分することができる。FSCによれば、このプログラムに基づき、約327,000人の借り手が総額31.7兆ウォンのローンを固定金利ローンに転換した。このうち当行の占める割合は約13.5%であった。かかるイニシアチブを主たる要因として、固定金利ローンおよび元金分割返済ローンは、2017年1月に政府により発行された情報によると、2016年9月30日現在の韓国の商業銀行により提供された住宅ローン合計のそれぞれ41.4%および43.3%を占めていた。2016年12月31日現在、当行が提供した住宅ローンのうち、固定金利ローンおよび元金分割返済ローンは、それぞれ43.7%および45.4%であり、2016年の政府の目標比率を上回っていた。

(中略)

政府はまた政策目的の促進のため、一部の機関に対する投資を奨励する可能性があり、当行は適時にまたは商業上合理的なその他の方法で、かかる投資を回収できない可能性がある。

(中略)

UAMCOが拡大された再編事業に成功した場合、当行を含む金融機関は、苦境にある借り手の事業の再編に直接取組むよりもむしろ、より多くの不良債権をUAMCOに譲渡することにより、その財務上の健全性を一層強化できることが期待される。しかし、当行またはその他の銀行は、政府によりUAMCOに対する追加の資本拠出もしくは貸出を要請される可能性があり、これにより予期せぬ費用が生じる可能性がある。さらに、不良資産の質が総じて低いことから、当行が保有するかかる資産を商業上妥当な条件で適時にUAMCOに売却できると保証することはできない。さらに、政府が、同様の、またはその他の政策目的の推進のために、当行に対し、同様の、もしくはその他の投資もしくはその他の金融支援の提供を要請もしくはその他の方法で奨励する可能性がないと保証することはできない。かかる提供について、当行は十分に補償されないか、または通常であれば負うことのないさらなるリスクを負う可能性があり、そのために当行の事業、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

(後略)

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

< 訂正前 >

(前略)

重要な会計方針

(中略)

採択されていない新たな基準および解釈

2015年9月25日に制定・公表された韓国IFRS第1109号は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用するが、早期適用が認められている。これは、現行の韓国IFRS第1039号「金融商品：認識および測定」に替わるものである。当行は、韓国IFRS第1109号を2018年1月1日以降に開始する年度から適用する予定である。

(中略)

経営成績

2016年と2015年との比較

正味受取利息

表示期間についての当行の正味受取利息の主要構成要素を下表に示す。

(中略)

注記：

(1) 正味受取利息の平均利付資産に対する比率。上記「平均残高ならびに金額および金利分析-平均貸借対照表および関連金利」を参照されたい。

受取利息

受取利息は、2015年の7,649十億ウォンから0.6%増加して2016年には7,696十億ウォンとなった。これは主に、貸出金の平均残高の増加により貸出金利が2015年の6,505十億ウォンから1.2%増加して2016年に6,581十億ウォンとなったことによるが、これは韓国銀行により設定される基準金利の低下による全般的な市場金利水準の低下により一部相殺された。当行の貸出に係る平均貸出金利は、主に法人向け貸出に対する平均貸出金利および個人向け貸出金利が低下したため、2015年の3.27%から2016年の3.05%に低下した。当行の貸出金の平均残高は、主に個人向け貸出および法人向け貸出の平均残高の増加のため、2015年の199,438十億ウォンから2016年の216,167十億ウォンに8.4%増加した。その詳細は下記に記載されている。

さらに具体的には、以下の理由により受取利息は増加した。

- ・個人向け貸出に係る利息は、2015年の2,840十億ウォンから2016年の2,909十億ウォンに2.4%増加した。これは主に、個人向け貸出の平均残高が、2015年の84,117十億ウォンから2016年に94,900十億ウォンに増加したため、これは個人向け平均貸出金利が2015年の3.38%から2016年の3.07%に低下したことにより一部相殺された。個人向け貸出の平均貸出金利は主に、韓国銀行が基準金利を2015年3月の1.75%から2015年6月に1.50%に引下げ、2016年6月に1.25%へとさらに引下げたことによる市場金利の全体的な低下により低下した。韓国銀行が設定する基準金利は、譲渡性預金証書に対する市場金利を決定し、これにより主に当行の個人向け貸出の大半の貸出金利が決定される。個人向け貸出の平均残高が増加したのは主に、市場金利の全般的な低下ならびに最高債務所得比率および最高ローン資産価値比率の上限の緩和を含む不動産市場を刺激するための²政府による政策の実施を受けて住宅ローン需要が引き続き増加したことによる。さらに、住宅賃貸に必要な長期保証金の金額が引き続き上昇したことに加え、長期保証金賃貸契約に基づく賃貸住宅の供給が減少したことにより、より多くの家庭が住宅の購入を選択したため、抵当ローンおよび住宅担保ローンの金額が増加したためである。かかる傾向は、抵当ローンおよび住宅担保ローンの金額の増加に関する懸念に対処して韓国政府が抵当規制を強化したことにより、2016年第4四半期にわずかに減速した。

(中略)

支払利息

支払利息は、2015年の3,484十億ウォンから8.4%減少して2016年には3,192十億ウォンとなった。これは主に、預金に係る支払利息が、2015年の2,788十億ウォンから2016年の2,517十億ウォンに9.7%減少したことに加え、より程度は少ないものの、借入金に係る支払利息が2015年の173十億ウォンから2016年の162十億ウォンから6.4%減少し、債務証券に係る支払利息が2015年の472十億ウォンから2016年の471十億ウォンに0.2%減少したことによる。

預金に係る支払利息が減少したのは主に、預金に係る平均支払金利が2015年の1.44%から2016年の1.16%からに28ベースポイント低下したことによるが、これは、預金の平均残高が2015年の194,115十億ウォンから2016年の216,696十億ウォンに11.6%増加したことに一部相殺された。預金に係る平均支払金利が低下したのは主に、定期預金および貯蓄預金に係る平均支払金利が2015年の1.59%から2016年の1.28%に低下したためである。定期預金および貯蓄預金に係る平均支払金利が低下したのは主に、韓国銀行により設定される基準金利の引下げに伴い市場金利が全般的に低下したことに加え、韓国金融市場における流動性が豊富であったためである。預金の平均残高が増加したのは主に、定期預金および貯蓄預金の平均残高が2015年の166,217十億ウォンから2016年の183,025十億ウォンに10.1%増加したためであり、これは主に金融市場の継続する不確実性に照らして、顧客が低リスクの投資を 선호したためである。

借入金に係る支払利息は、2015年の173十億ウォンから2016年の162十億ウォンに6.4%減少した。これは主に、借入金に係る支払金利が2015年の1.19%から2016年の1.11%からに低下したためである。借入金に係る平均支払金利の低下は主に、2016年に市場金利が全般的に低かったことに加え、金利の高い借入金を借換えるための当行の積極的な取組みによるものである。

債務証券に係る支払利息は、2015年の472十億ウォンから2016年の471十億ウォンからに0.2%減少したが、これは主に、債務証券の平均残高が2015年の18,257十億ウォンから2016年の20,652十億ウォンに13.1%増加したにもかかわらず、債務証券に係る平均支払金利が2015年の2.59%から2016年の2.28%に低下したことによる。債務証券に係る平均支払金利の低下は主に、2016年に韓国銀行が設定した基準金利が引き下げられたことによる市場金利の低下によるものである。債務証券の平均残高の増加は主に、当行の規制資本を増加するために外貨建ての劣後債を発行したためである。

正味資金利鞘

正味資金利鞘とは、正味受取利息の利付資産の平均残高に対する比率を表す。当行の総体的な正味資金利鞘は、2015年の1.70%から2016年の1.68%からに2ベースポイント減少した。これは、利付資産にかかる受取利息の平均金利が2015年の3.12%から2016年の2.87%に25ベースポイント低下し、利付資産の平均残高が2015年の244,949十億ウォンから9.5%増加して268,174十億ウォンとなったことによる。一方、正味金利スプレッドは、利付資産により得られる平均金利と有利子負債により支払われる平均金利の差を表しており、2015年から2016年に増加した。これは主に有利子負債にかかる支払利息の平均金利が2015年の1.52%から2016年の1.25%に27ベースポイント低下したためである。この低下は主に、韓国銀行が基準金利を2015年の1.50%から2016年の1.25%に引下げたことにより、ウォン建て社債の発行およびその他ウォン建ての資金調達に関連する費用が減少したためである。かかる低下は、主に上記の当行が保有するウォン建て貸出およびウォン建て有価証券からなる利付資産にかかる受取利息の平均金利の低下を相殺して余りあった。利付資産の平均残高は、主に市場金利の全般的な低下に加え、経済を刺激するための政府による政策イニシアチブにより、主に個人向け貸出および法人向け貸出の金額が増加したことにより増加した。

正味手数料収益（費用）

（中略）

正味受取手数料は2015年の854十億ウォンから2016年の884十億ウォンに3.4%増加した。これは主に信託報酬手数料が2015年の71十億ウォンから2016年の98十億ウォンに38.0%増加し、外国為替受取手数料が2015年の149十億ウォンから2016年の165十億ウォンに10.7%増加したためであるが、これは仲介手数料が2015年の111十億ウォンから2016年の91十億ウォンに18.0%減少したことに加え、投資金融手数料が2015年の67十億ウォンから2016年の47十億ウォンに29.9%減少したことにより一部相殺された。信託報酬手数料の増加は主に当行が提供した金銭信託商品の増加によるものである。外国為替受取手数料の増加は主に外貨建て取引の増加によるものである。仲介手数料の減少は主に株式連動ファンドの販売の減少によるものである。投資金融手数料の減少は主に合併・買収、SOC（社会資本）プロジェクトおよびその他法人取引の件数が減少したためである。

（中略）

当期その他包括利益（損失）

（中略）

その他包括損失は2015年の292十億ウォンから23.6%減少して2016年には223十億ウォンとなった。これは主に、2015年に確定給付制度に関連する再測定損失を55十億計上したのに対し、2016年にはかかる再測定利益を20十億計上したためである。確定給付制度に関し、再測定損失から再測定利益となったのは、主に割引率および賃金成長を含む財務上の重要な仮定の変動によるものである。

事業セグメント

（中略）

個人向け銀行業

(中略)

2016年と2015年との比較

個人向け銀行業の営業利益は、2015年の536十億ウォンから41.4%増加して2016年の758十億ウォンとなった。

個人向け銀行業の正味受取利息は、当行の個人向け貸出金の平均金額が増加したため、2015年の2,542十億ウォンから8.3%増加して2016年には2,753十億ウォンとなったが、これは当行の正味資金利鞘の減少により一部相殺された。個人向け貸出の平均金額の増加は主に賃貸住宅長期保証金貸出および新規住宅購入のための抵当ローンの増加ならびに信用プロフィールの高い顧客への貸出の増加によるものである。当行の正味資金利鞘の減少は主に韓国銀行により設定された基準金利の低下を反映している。

(中略)

財政状態

資産

表示日現在の当行の資産の主要項目を下表に示す。

	12月31日現在		
	2015年	2016年	増減率(%)
(単位：%を除き十億ウォン)			
現金預け金	16,891	14,469	(14.3)
売買目的資産	9,057	11,271	24.4
デリバティブ資産	1,617	2,579	59.5
貸付債権	209,651	219,439	4.7
売却可能金融資産	24,461	27,815	13.7
満期保有金融資産	10,105	11,630	15.1
有形固定資産	2,003	2,044	2.9
無形資産	307	261	(17.1)
関係企業等に対する投資資産	233	131	(43.8)
投資不動産	766	675	(11.9)
当期法人税資産	7	12	71.4
繰延税金資産	78	448	474.4
その他資産	9,836	12,077	22.8
売却目的保有資産	4	4	0.0
資産合計	285,016	302,855	6.3

2016年12月31日現在と2015年12月31日現在との比較

(中略)

当行のその他資産は2015年12月31日現在9,836十億ウォンから22.8%増加して2016年12月31日に12,077十億ウォンとなった。かかる増加は主に、銀行間資金の受取債権が一時的に増加したためである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

重要な会計方針

(中略)

採択されていない新たな基準および解釈

2015年9月25日に制定・公表された韓国IFRS第1109号は2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用するが、早期適用が認められている。これは、現行の韓国IFRS第1039号「金融商品：認識および測定」に替わるものである。当行は、韓国IFRS第1109号を2018年1月1日に開始する年度から適用する予定である。

(中略)

経営成績

2016年と2015年との比較

正味受取利息

表示期間についての当行の正味受取利息の主要構成要素を下表に示す。

(中略)

注記：

- (1) 正味受取利息の利付資産の平均残高に対する比率。上記「平均残高ならびに金額および金利分析-平均貸借対照表および関連金利」を参照されたい。

受取利息

受取利息は、2015年の7,649十億ウォンから0.6%増加して2016年には7,696十億ウォンとなった。これは主に、貸出金の平均残高の増加により貸出金利息が2015年の6,505十億ウォンから1.2%増加して2016年に6,581十億ウォンとなったことによるが、これは韓国銀行により設定される基準金利の低下による全般的な市場金利水準の低下により一部相殺された。当行の貸出に係る平均貸出金利（貸出金の平均残高に対する受取利息の比率）は、主に法人向け貸出に対する平均貸出金利および個人向け貸出金利が低下したため、2015年の3.27%から2016年の3.05%に低下した。当行の貸出金の平均残高は、主に個人向け貸出および法人向け貸出の平均残高の増加のため、2015年の199,438十億ウォンから2016年の216,167十億ウォンに8.4%増加した。その詳細は下記に記載されている。

さらに具体的には、以下の理由により受取利息は増加した。

- ・個人向け貸出に係る利息は、2015年の2,840十億ウォンから2016年の2,909十億ウォンに2.4%増加した。これは主に、個人向け貸出の平均残高が、2015年の84,117十億ウォンから2016年に94,900十億ウォンに増加したため、これは個人向け平均貸出金利が2015年の3.38%から2016年の3.07%に低下したことにより一部相殺された。個人向け貸出の平均貸出金利は主に、韓国銀行が基準金利を2015年3月の1.75%から2015年6月に1.50%に引下げ、2016年6月に1.25%へとさらに引下げたことによる市場金利の全体的な低下により低下した。韓国銀行が設定する基準金利は、譲渡性預金証書に対する市場金利を決定し、これにより主に当行の個人向け貸出の大半の貸出金利が決定される。個人向け貸出の平均残高が増加したのは主に、市場金利の全般的な低下ならびに最高債務所得比率および最高ローン資産価値比率の上限の緩和を含む不動産市場を刺激するための政府による政策の実施を受けて住宅ローン需要が引き続き増加したことによる。さらに、住宅賃貸に必要な長期保証金の金額が引き続き上昇したことに加え、長期保証金賃貸契約に基づく賃貸住宅の供給が減少したことにより、より多くの家庭が住宅の購入を選択したため、抵当ローンおよび住宅担保ローンの金額が増加したためである。かかる傾向は、抵当ローンおよび住宅担保ローンの金額の増加に関する懸念に対処して韓国政府が抵当規制を強化したことにより、2016年第4四半期にわずかに減速した。

(中略)

支払利息

支払利息は、2015年の3,484十億ウォンから8.4%減少して2016年には3,192十億ウォンとなった。これは主に、預金に係る支払利息が、2015年の2,788十億ウォンから2016年の2,517十億ウォンに9.7%減少したことに加え、より程度は少ないものの、借入金に係る支払利息が2015年の173十億ウォンから2016年の162十億ウォンに6.4%減少し、債務証券に係る支払利息が2015年の472十億ウォンから2016年の471十億ウォンに0.2%減少したことによる。

預金に係る支払利息が減少したのは主に、預金に係る平均支払金利（預金の平均残高に対する支払利息の比率）が2015年の1.44%から2016年の1.16%に28ベースポイント低下したことによるが、これは、預金の平均残高が2015年の194,115十億ウォンから2016年の216,696十億ウォンに11.6%増加したことにより一部相殺さ

れた。預金に係る平均支払金利が低下したのは主に、定期預金および貯蓄預金に係る平均支払金利が2015年の1.59%から2016年の1.28%に低下したためである。定期預金および貯蓄預金に係る平均支払金利が低下したのは主に、韓国銀行により設定される基準金利の引下げに伴い市場金利が全般的に低下したことに加え、韓国金融市場における流動性が豊富であったためである。預金の平均残高が増加したのは主に、定期預金および貯蓄預金の平均残高が2015年の166,217十億ウォンから2016年の183,025十億ウォンに10.1%増加したためであり、これは主に金融市場の継続する不確実性に照らして、顧客が低リスクの投資を選好したためである。

借入金に係る支払利息は、2015年の173十億ウォンから2016年の162十億ウォンに6.4%減少した。これは主に、借入金に係る支払金利が2015年の1.19%から2016年の1.11%に低下したためである。借入金に係る平均支払金利の低下は主に、2016年に市場金利が全般的に低下したことに加え、金利の高い借入金を借換えるための当行の積極的な取組みによるものである。

債務証券に係る支払利息は、2015年の472十億ウォンから2016年の471十億ウォンに0.2%減少したが、これは主に、債務証券の平均残高が2015年の18,257十億ウォンから2016年の20,652十億ウォンに13.1%増加したにもかかわらず、債務証券に係る平均支払金利が2015年の2.59%から2016年の2.28%に低下したことによる。債務証券に係る平均支払金利の低下は主に、2016年に韓国銀行が設定した基準金利が引き下げられたことによる市場金利の低下によるものである。債務証券の平均残高の増加は主に、当行の規制資本を増加するために外貨建ての劣後債を発行したためである。

正味資金利鞘

正味資金利鞘とは、正味受取利息の利付資産の平均残高に対する比率を表す。当行の総体的な正味資金利鞘は、2015年の1.70%から2016年の1.68%に2ベースポイント減少した。これは、利付資産にかかる受取利息の平均金利が2015年の3.12%から2016年の2.87%に25ベースポイント低下し、利付資産の平均残高が2015年の244,949十億ウォンから9.5%増加して2016年に268,174十億ウォンとなったことによる。一方、正味金利スプレッドは、利付資産により得られる平均金利と有利子負債により支払われる平均金利の差を表しており、2015年から2016年に増加した。これは主に有利子負債にかかる支払利息の平均金利が2015年の1.52%から2016年の1.25%に27ベースポイント低下したためである。この低下は主に、韓国銀行が基準金利を2015年の1.50%から2016年の1.25%に引下げたことにより、ウォン建て社債の発行およびその他ウォン建ての資金調達に関連する費用が減少したためである。かかる低下は、主に上記の当行が保有するウォン建て貸出およびウォン建て有価証券からなる利付資産にかかる受取利息の平均金利の低下を相殺して余りあった。利付資産の平均残高は、主に市場金利の全般的な低下に加え、経済を刺激するための政府による政策イニシアチブにより、主に個人向け貸出および法人向け貸出の金額が増加したことにより増加した。

正味手数料収益（費用）

（中略）

正味受取手数料は2015年の854十億ウォンから2016年の884十億ウォンに3.4%増加した。これは主に信託報酬手数料が2015年の71十億ウォンから2016年の98十億ウォンに38.0%増加し、外国為替受取手数料が2015年の149十億ウォンから2016年の165十億ウォンに10.7%増加したためであるが、これは仲介手数料が2015年の111十億ウォンから2016年の91十億ウォンに18.0%減少したことに加え、投資金融手数料が2015年の67十億ウォンから2016年の47十億ウォンに29.9%減少したことにより一部相殺された。信託報酬手数料の増加は主に当行が提供した金銭信託商品の増加によるものである。外国為替受取手数料の増加は主に外貨建て取引の増加によるものである。仲介手数料の減少は主に株式連動ファンドの販売の減少によるものである。投資金融手数料の減少は主に合併・買収、SOC（社会資本）プロジェクトおよびその他法人取引の件数が減少したためである。

（中略）

当期その他包括利益（損失）

（中略）

その他包括損失は2015年の292十億ウォンから23.6%減少して2016年には223十億ウォンとなった。これは主に、2015年に確定給付制度に関連する再測定損失を55十億ウォン計上したのに対し、2016年にはかかる再測定利益を20十億ウォン計上したためである。確定給付制度に関し、再測定損失から再測定利益となったのは、主に割引率および賃金成長を含む財務上の重要な仮定の変動によるものである。

事業セグメント

（中略）

個人向け銀行業

(中略)

2016年と2015年との比較

個人向け銀行業の営業利益は、2015年の536十億ウォンから41.4%増加して2016年の758十億ウォンとなった。

個人向け銀行業の正味受取利息は、当行の個人向け貸出金の平均金額が増加したため、2015年の2,542十億ウォンから8.3%増加して2016年には2,753十億ウォンとなったが、これは当行の正味資金利鞘の減少により一部相殺された。個人向け貸出の平均金額の増加は主に賃貸住宅長期保証金貸出および新規住宅購入のための抵当ローンの増加ならびに信用プロフィールの高い顧客への貸出の増加によるものである。当行の正味資金利鞘の減少は主に韓国銀行により設定された基準金利の低下を反映して2016年に市場金利が低下したことによるものである。

(中略)

財政状態

資産

表示日現在の当行の資産の主要項目を下表に示す。

	12月31日現在		
	2015年	2016年	増減率(%)
(単位：%を除き十億ウォン)			
現金預け金	16,891	14,469	(14.3)
売買目的資産	9,057	11,271	24.4
デリバティブ資産	1,617	2,579	59.5
貸付債権	209,651	219,439	4.7
売却可能金融資産	24,461	27,815	13.7
満期保有金融資産	10,105	11,630	15.1
有形固定資産	2,003	2,044	2.0
無形資産	307	261	(17.1)
関係企業等に対する投資資産	233	131	(43.8)
投資不動産	766	675	(11.9)
当期法人税資産	7	12	71.4
繰延税金資産	78	448	474.4
その他資産	9,836	12,077	22.8
売却目的保有資産	4	4	0.0
資産合計	285,016	302,855	6.3

2016年12月31日現在と2015年12月31日現在との比較

(中略)

当行のその他資産は2015年12月31日現在9,836十億ウォンから22.8%増加して2016年12月31日に12,077十億ウォンとなった。かかる増加は主に、銀行間資金の受取債権が一時的に増加したためである。

(後略)

第5【提出会社の状況】

4【役員の状況】

<訂正前>

(前略)

業務執行役員

本書提出日現在、当行の経営陣は18名の非取締役業務執行役員から成る。

(後略)

<訂正後>

(前略)

業務執行役員

本書提出日現在、当行の経営陣は16名の非取締役業務執行役員から成る。

(後略)

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

<訂正前>

(前略)

報酬

2016年12月31日現在、当行により当行取締役および業務執行役員に支払われた報酬および現物給付の合計金額は約1,776百万ウォンであった。

(後略)

<訂正後>

(前略)

報酬

2016年12月31日現在、当行により当行取締役および業務執行役員に支払われた報酬および現物給付の合計金額は1,776百万ウォンであった。

(後略)

第6【経理の状況】

1【財務書類】

2016年および2015年12月31日に終了した事業年度における監査済財務書類

(1) 連結財務書類

< 訂正前 >

(前略)

連結包括損益計算書

=====

第185 (当) 期 自2016年1月1日 至2016年12月31日

第184 (前) 期 自2015年1月1日 至2015年12月31日

株式会社新韓銀行及びその従属企業

(単位 : 百万ウォン)

科目	注記	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	----	--------------	--------------

(中略)

・ 当期その他包括損益	3,25		(222,652)		(292,027)
-------------	------	--	-----------	--	-----------

(中略)

(単位 : 百万円)

科目	注記	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	----	--------------	--------------

(中略)

・ 当期純利益	5,26				
(貸倒準備金反映後の調整利益					
当期 : 1,893,055百万ウォン			194,256		149,148
前期 : 1,492,955百万ウォン)					
・ 当期その他包括損益	3,25		(22,287)		(29,231)

(中略)

連結キャッシュ・フロー計算書

第185（当）期 自2016年1月1日 至2016年12月31日

第184（前）期 自2015年1月1日 至2015年12月31日

株式会社新韓銀行及びその従属企業

（単位：百万ウォン）

科目	第185（当）期		第184（前）期	
． 営業活動によるキャッシュ・フロー		3,441,594		974,564

（中略）

7. 従業員関連費用	149,531		134,465	
------------	---------	--	---------	--

（中略）

． 投資活動によるキャッシュ・フロー		(4,780,063)		(4,472,193)
--------------------	--	-------------	--	-------------

（中略）

13. 売却予定資産の処分	2,215		2,950	
---------------	-------	--	-------	--

（中略）

（単位：百万円）

科目	第185（当）期		第184（前）期	
． 営業活動によるキャッシュ・フロー		344,504		97,554

（中略）

7. 従業員関連費用	14,968		13,460	
------------	--------	--	--------	--

（中略）

． 投資活動によるキャッシュ・フロー		(478,484)		(447,667)
--------------------	--	-----------	--	-----------

（中略）

13. 売却予定資産の処分	222		295	
---------------	-----	--	-----	--

（中略）

注記

=====

第185（当）期 2016年 12月31日現在

第184（前）期 2015年 12月31日現在

株式会社新韓銀行及びその従属企業

1. 連結対象会社の概要

（中略）

（2） 連結対象従属企業（構造化企業を除く）

当期末及び前期末現在、構造化企業を除いた連結対象従属企業は以下の通りです。

（中略）

6） カナダ新韓銀行（Canada Shinhan Bank）

（中略）

7） 新韓銀行中国有限公司（Shinhan Bank China Limited）

銀行業営業等を目的として2008年5月12日、当行の現地支店から転換されたもので、当期末現在における資本金は2,000百万人民元です。

8） SBJ銀行（Shinhan Bank Japan）

銀行業営業等を目的として2009年9月14日、現地支店からの転換により設立され、当期末現在における資本金は15,000百万円です。

（中略）

10） メキシコ新韓銀行（Banco Shinhan de Mexico）

銀行業営業等を目的として2015年10月12日に設立され、当期に有償増資を行ったことにより当期末現在における資本金は655,000千メキシコペソです。また、当期に1株当りの額面金額を1,000メキシコペソから1メキシコペソに変更する額面分割を行いました。

（中略）

2. 重要な会計方針

(中略)

(10) 営業セグメント

連結実体はセグメントに配分される資源に対して意思決定し、セグメントの成果を評価するために最高営業意思決定者が定期的に検討する内部報告資料に基づいてセグメントを区分しています。最高営業意思決定者に報告されるセグメント情報はセグメントに直接帰属される項目と合理的に配分できる項目を含めます。配分されない項目は主に本社建物のような共通資産、本社関連費用及び法人税資産、負債です。連結実体は銀行長を最高営業意思決定者としています。

(中略)

(24) 従業員給与

(中略)

4) 退職給付費用：確定拠出型制度

当行は確定拠出型制度の実施により当該会計期間中に当行が納付しなければならない負担金を退職給付費用の科目で当期費用として認識しています。

(中略)

3. 金融商品のリスク管理

3-1. 信用リスク

(中略)

(3) 信用リスクエクスポージャー額

当期末及び前期末現在において保有している金融商品の信用リスクエクスポージャー額の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第185(当)半	第184(前)期
----	----------	----------

(中略)

3-7. 金融商品の相殺

(中略)

(注1) 当行及び各従属企業の店頭デリバティブの一部はISDA (International Derivatives Swaps and Dealers Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手の不渡のような信用事件発生時に当該取引相手との全てのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、或いは支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(中略)

13. 関係企業に対する投資資産

(1) 当期末及び前期末現在、関係企業に対する投資資産の現況は以下の通りです。

(中略)

(注1) 12月末の決算財務諸表を入手することができないため、2016 年9月30日基準で作成した財務諸表を使用して持分法を適用し、関係企業の報告期間終了日と投資会社の報告期間終了日の間に発生した重要な取引、事象は適切に反映しました。

(中略)

(注5) 更生手続の過程で出資転換により株式を取得し、更正手続中には議決権を行使することができないため売却可能金融資産に分類し、公正価値で評価しました。前期以前及び当期に更生手続が終了したことにより正常な議決権の行使が可能となったため、売却可能金融資産から関係企業に対する投資資産に再分類しました。

(注6) 当期末現在、保有している市場性のある関係企業投資株式の市場価値はそれぞれ51,543百万ウォン及び10,466百万ウォンです。これは韓国取引所の2016年12月29日付の終値6,970ウォン及び2,760ウォン、総保有株式数7,395,000株と3,792,000株を基準として算出しました。

(注7) ジェヨンソリュートックの持分率は15%以下であるものの、株式売却協議会の主管機関として重要な影響力を行使することができるため、関係企業に対する投資資産として計上し、当期中に第三者の転換請求権の行使により持分率が変動しました。

(中略)

25. 資本

(1) 当期末及び前期末現在における資本の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

科目	第185(当)期	第184(前)期
----	----------	----------

(中略)

その他 包括損益累計額	売却可能金融資産評価損益	139,824	386,970
	関係企業のその他包括損益に 対する持分	16,583	13,741
	海外事業損益	(151,936)	(160,274)
	再測定要素	(280,916)	(300,385)
	小計	(276,445)	(59,948)

(中略)

(注1) 銀行法第40条の規定により資本金の総額に達するまで、決算純利益金の配当時毎にその純利益金の10%以上を決算期毎に積み立てた利益準備金で、欠損補填及び資本繰入の場合を除いてはこれを使用できません。

(注2) 当期末における1,706,925百万ウォンの個別財務諸表基準の貸倒準備金及び355,898百万ウォンの再評価積立金が含まれており、前期末1,738,249百万ウォンの個別財務諸表基準の貸倒準備金及び355,898百万ウォンの再評価積立金が含まれています。

(中略)

(注4) 当期末現在、個別財務諸表基準の貸倒準備金積立額と連結財務諸表基準の貸倒準備金積立額の差異は34,200百万ウォンであり、連結財務諸表基準の貸倒準備金への繰入予定額47,566百万ウォンが含まれています。

(中略)

3 4 . その他営業損益

当期及び前期におけるその他営業損益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分		第185 (当) 期	第184 (前) 期
その他営業収益			
資産処分関連	貸付債権処分益	28,314	72,554
	償却債権処分益	3,044	34,476
	小計	31,358	107,030
その他 営業収益	リスクヘッジ対象関連利益	270,662	176,204
	リスクヘッジ手段関連利益	33,753	38,007
	支払保証引当金戻入額	6,780	33,519
	その他負債性引当金戻入額	14,569	1,958
	その他	20,187	23,917
	小計	345,951	273,605
その他営業収益合計		377,309	380,635
その他営業費用			
資産処分関連	貸付債権処分損	10,783	8,974
その他 営業費用	リスクヘッジ対象関連損失	33,550	36,467
	リスクヘッジ手段関連損失	283,885	177,191
	支払保証引当金繰入額	11,003	-
	その他負債性引当金繰入額	42,334	34,278
	基金出捐金	244,661	267,454
	預金保険料	274,881	248,960
	その他	116,232	123,151
	小計	1,006,546	887,501
その他営業費用合計		1,017,329	896,475
その他営業損益		(640,020)	(515,840)

3 5 . 営業外損益

当期及び前期における営業外損益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分		第185(当)期	第184(前)期
営業外収益			
資産処分関連	有形資産処分益	298	1,122
	無形資産処分益	51	2
	投資不動産処分益	1,438	1,402
	売却予定資産処分益	821	705
	非業務用資産処分益	3	433
	小計	2,611	3,664

(中略)

営業外費用			
資産処分関連	有形資産処分損	566	75
	無形資産処分損	149	9
	投資不動産処分損	248	13
	売却予定資産処分損	-	29
	非業務用資産処分損	78	-
	小計	1,041	126

(中略)

３６．法人税費用及び繰延税金

(中略)

(４) 資本に直接加減する項目に関連する法人税

当期及び前期中に資本に直接付加されるか、或いは減算された法人税の内訳は以下の通りです。

< 第185 (当) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期末		期首		税効果増減
	期末金額	税効果	期首金額	税効果	
売却可能金融資産評価損益	190,018	(50,194)	510,514	(123,544)	73,350
関係企業のその他包括損益 に対する持分	16,392	191	14,376	(635)	826
海外事業損益	(140,918)	(11,018)	(135,644)	(24,630)	13,612
再測定要素	(370,692)	89,776	(396,286)	95,901	(6,125)
その他資本調整	(1,170)	283	1,904	(461)	744
合計	(306,370)	29,038	(5,136)	(53,369)	82,407

< 第184 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期末		期首		税効果増減
	期末金額	税効果	期首金額	税効果	
売却可能金融資産評価損益	510,514	(123,544)	828,277	(200,443)	76,899
関係企業のその他包括損益 に対する持分	14,376	(635)	7,656	82	(717)
海外事業損益	(135,644)	(24,630)	(126,901)	(25,531)	901
再測定要素	(396,286)	95,901	(324,196)	78,456	17,445
その他資本調整	1,904	(461)	77	(19)	(442)
合計	(5,136)	(53,369)	384,913	(147,455)	94,086

(中略)

40. 特殊関係者取引

(1) 特殊関係者債権・債務

当期末及び前期末現在、特殊関係者間の重要な債権・債務の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

特殊関係者	勘定科目	第185(当)期	第184(前)期
-------	------	----------	----------

(中略)

3) 関係企業及び同一支配企業の関係企業

(中略)

(株)プランビル	貸付債権	15	-
	預金	28	-

(中略)

(2) 特殊関係者収益・費用

当期及び前期における特殊関係者間の重要な取引内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

特殊関係者	勘定科目	第185(当)期	第184(前)期
-------	------	----------	----------

(中略)

3) 関係企業及び同一支配企業の関係企業

(中略)

連合資産管理(注1)	受取利息	-	4
	受取手数料	-	9
	その他営業収益	-	4
	支払利息	-	-
	貸倒償却費	-	(31)

(中略)

PSA第1号フィンテック	支払利息	(5)	-
--------------	------	-----	---

(中略)

4 1 . 従属企業財務諸表の要約

(中略)

- (2) 当期及び前期における支配企業である新韓銀行 (個別) 及び連結対象従属企業の要約包括損益計算書は以下の通りです。

(単位 : 百万ウォン)

会社名	第185 (当) 期			第184 (前) 期		
	営業収益	期純損益	総包括損益	営業収益	期純損益	総包括損益

(中略)

4 2 . 非連結構造化企業に対する持分

- (1) 非連結構造化企業に対する持分の性格及び範囲

連結実体は資産流動化証券、構造化金融、投資ファンド等の投資を通じて構造化企業に関与しています。同構造化企業の主な特性は以下の通りです。

区分	主な特性
資産流動化証券	資産流動化会社は資産保有者から資産を購入し、これに基づいて資産流動化証券を発行する当事者として、企業の資金調達を円滑にして財務構造の健全性を高めるために設立された有限会社です。連結実体は構造化企業が売上債権等を基礎資産として発行した流動化証券を購入するか、或いは同構造化企業に対して信用供与及び流動化証券購入約定等を提供しています。
構造化金融	構造化金融のための構造化企業は、企業吸収合併、民間投資方式の建設プロジェクト或いは船舶投資のためのプロジェクト金融等の目的のために設立され、調達した資金は同目的の実施のために使用されます。連結実体は構造化金融のための構造化企業に貸付、持分投資等の形態で資金を提供するか、或いは必要によって様々な形態の信用供与を提供しています。
投資ファンド	投資ファンドは投資者に収益 (出資) 証券等を発行して資金を調達し、株式または債券等に投資してその収益を投資者に配分する投資信託、私募投資専門会社及び組合等です。連結実体は投資ファンド持分に投資するか或いは集合投資会社、業務執行社員 (組合員) 等としてその他投資者に代わって資産を運用及び管理しています。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

連結包括損益計算書

=====

第185 (当) 期 自2016年1月1日 至2016年12月31日

第184 (前) 期 自2015年1月1日 至2015年12月31日

株式会社新韓銀行及びその従属企業

(単位 : 百万ウォン)

科目	注記	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	----	--------------	--------------

(中略)

・ <u>その他包括損益</u>	3,25		(222,652)		(292,027)
------------------	------	--	-----------	--	-----------

(中略)

(単位 : 百万円)

科目	注記	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	----	--------------	--------------

(中略)

・ <u>当期純利益</u> (貸倒準備金反映後の調整利益 当期 : 189,495百万円 前期 : 149,445百万円)	5,26		194,256		149,148
・ <u>その他包括損益</u>	3,25		(22,287)		(29,231)

(中略)

連結キャッシュ・フロー計算書

第185（当）期 自2016年1月1日 至2016年12月31日

第184（前）期 自2015年1月1日 至2015年12月31日

株式会社新韓銀行及びその従属企業

（単位：百万ウォン）

科目	第185（当）期		第184（前）期	
． 営業活動によるキャッシュ・フロー		3,441,594		974,564

（中略）

7. 従業員給与	149,531		134,465	
----------	---------	--	---------	--

（中略）

． 投資活動によるキャッシュ・フロー		(4,780,063)		(4,472,193)
--------------------	--	-------------	--	-------------

（中略）

13. 売却予定非流動資産の処分	2,215		2,950	
------------------	-------	--	-------	--

（中略）

（単位：百万円）

科目	第185（当）期		第184（前）期	
． 営業活動によるキャッシュ・フロー		344,504		97,554

（中略）

7. 従業員給与	14,968		13,460	
----------	--------	--	--------	--

（中略）

． 投資活動によるキャッシュ・フロー		(478,484)		(447,667)
--------------------	--	-----------	--	-----------

（中略）

13. 売却予定非流動資産の処分	222		295	
------------------	-----	--	-----	--

（中略）

注記

=====

第185（当）期 2016年 12月31日現在

第184（前）期 2015年 12月31日現在

株式会社新韓銀行及びその従属企業

1. 連結対象会社の概要

（中略）

（2） 連結対象従属企業（構造化企業を除く）

当期末及び前期末現在、構造化企業（Structured Entity）を除いた連結対象従属企業は以下の通りです。

（中略）

6） カナダ新韓銀行（Shinhan Bank Canada）

（中略）

7） 新韓銀行中国有限公司（Shinhan Bank China Limited）

銀行業営業等を目的として2008年5月12日、当行の現地支店からの転換により設立され、当期末現在における資本金は2,000百万人民元です。

8） SBJ銀行（Shinhan Bank Japan）

銀行業営業等を目的として2009年9月14日、当行の現地支店からの転換により設立され、当期末現在における資本金は15,000百万円です。

（中略）

10） メキシコ新韓銀行（Banco Shinhan de Mexico）

銀行業営業等を目的として2015年10月12日に設立され、当期に有償増資を行ったことにより当期末現在における資本金は655,000千メキシコペソです。また、当期に1株当りの額面金額を1,000メキシコペソから1メキシコペソに変更し、株式数を1株を1000株にする株式分割を行いました。

（中略）

2. 重要な会計方針

(中略)

(10) 営業セグメント

連結実体はセグメントに配分される資源に対して意思決定し、セグメントの成果を評価するために最高営業意思決定者が定期的に検討する内部報告資料に基づいてセグメントを区分しています。最高営業意思決定者に報告されるセグメント情報はセグメントに直接帰属される項目と合理的に配分できる項目を含めます。配分されない項目は主に本社建物のような共通資産、本社関連費用及び法人税資産、負債です。連結実体は支配企業の代表取締役を最高営業意思決定者としています。

(中略)

(24) 従業員給与

(中略)

4) 退職給付費用：確定拠出型制度

連結実体は確定拠出型制度の実施により当該会計期間中に連結実体が納付しなければならない負担金を退職給付費用の科目で当期費用として認識しています。

(中略)

3. 金融商品のリスク管理

3-1. 信用リスク

(中略)

(3) 信用リスクエクスポージャー額

当期末及び前期末現在において保有している金融商品の信用リスクエクスポージャー額の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	--------------	--------------

(中略)

3-7. 金融商品の相殺

(中略)

(注1) 当行及び各従属企業の店頭デリバティブの一部はISDA (International Swaps and Derivatives Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手の不渡のような信用事件発生時に当該取引相手との全てのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、或いは支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(中略)

13. 関係企業に対する投資資産

(1) 当期末及び前期末現在、関係企業に対する投資資産の現況は以下の通りです。

(中略)

(注1) 12月末の決算財務諸表を入手することができないため、2016年9月30日基準で作成した財務諸表を使用して持分法を適用し、関係企業の報告期間終了日と投資会社の報告期間終了日の間に発生した重要な取引、事象は適切に反映しました。

(中略)

(注5) 更生手続の過程で出資転換により株式を取得し、更生手続中には議決権を行使することができないため売却可能金融資産に分類し、公正価値で評価しました。前期以前及び当期に更生手続が終了したことにより正常な議決権の行使が可能となったため、売却可能金融資産から関係企業に対する投資資産に再分類しました。

(注6) 当期末現在、アジュキャピタル及びジェヨンソリュートックは市場性のある株式で市場価値はそれぞれ51,543百万ウォン及び10,466百万ウォンです。これは韓国取引所の2016年12月29日付の終値6,970ウォン及び2,760ウォンを基準として算出しました。

(注7) ジェヨンソリュートックの持分率は15%以下であるものの、株式売却協議会の主管機関として重要な影響力を行使することができるため、関係企業に対する投資資産として計上しました。

(中略)

25. 資本

(1) 当期末及び前期末現在における資本の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

科目	第185(当)期	第184(前)期
----	----------	----------

(中略)

その他 包括損益累計額	売却可能金融資産評価損益	139,824	386,970
	関係企業のその他包括損益に 対する持分	16,583	13,741
	海外事業損益	(151,936)	(160,274)
	確定給付型制度の再測定要素	(280,916)	(300,385)
	小計	(276,445)	(59,948)

(中略)

(注1) 銀行法第40条の規定により資本金の総額に達するまで、当行は毎会計期間、その現金配当金の10%以上を法定準備金に充当することを求められています。

(注2) 当期末における1,706,925百万ウォンの規制上の貸倒準備金及び355,898百万ウォンの再評価積立金が含まれており、前期末1,738,249百万ウォンの規制上の貸倒準備金及び355,898百万ウォンの再評価積立金が含まれています。

(中略)

(注4) 当期末現在、個別財務諸表基準の貸倒準備金積立額と連結財務諸表基準の貸倒準備金積立額の差異である34,200百万ウォンと、規制上の貸倒準備金への繰入予定額47,566百万ウォンが含まれています。

(中略)

3 4 . その他営業損益

当期及び前期におけるその他営業損益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分		第185 (当) 期	第184 (前) 期
その他営業収益			
資産処分関連	貸付債権処分益	28,314	72,554
	償却債権処分益	3,044	34,476
	小計	31,358	107,030
その他 営業収益	リスクヘッジ対象関連利益	270,662	176,204
	リスクヘッジ手段関連利益	33,753	38,007
	支払保証引当金戻入額	6,780	33,519
	その他引当金戻入額	14,569	1,958
	その他	20,187	23,917
	小計	345,951	273,605
その他営業収益合計		377,309	380,635
その他営業費用			
資産処分関連	貸付債権処分損	10,783	8,974
その他 営業費用	リスクヘッジ対象関連損失	33,550	36,467
	リスクヘッジ手段関連損失	283,885	177,191
	支払保証引当金繰入額	11,003	-
	その他引当金繰入額	42,334	34,278
	基金出捐金	244,661	267,454
	預金保険料	274,881	248,960
	その他	116,232	123,151
	小計	1,006,546	887,501
その他営業費用合計		1,017,329	896,475
その他営業損益		(640,020)	(515,840)

3 5 . 営業外損益

当期及び前期における営業外損益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分		第185 (当) 期	第184 (前) 期
営業外収益			
資産処分関連	有形資産処分益	298	1,122
	無形資産処分益	51	2
	投資不動産処分益	1,438	1,402
	売却予定非流動資産処分益	821	705
	非業務用資産処分益	3	433
	小計	2,611	3,664

(中略)

営業外費用			
資産処分関連	有形資産処分損	566	75
	無形資産処分損	149	9
	投資不動産処分損	248	13
	売却予定非流動資産処分損	-	29
	非業務用資産処分損	78	-
	小計	1,041	126

(中略)

３６．法人税費用及び繰延税金

(中略)

(４) 資本に直接加減する項目に関連する法人税

当期及び前期中に資本に直接付加されるか、或いは減算された税効果の増減の内訳は以下の通りです。

< 第185 (当) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期末		期首		税効果増減
	税引前金額	税効果	税引前金額	税効果	
売却可能金融資産評価損益	190,018	(50,194)	510,514	(123,544)	73,350
関係企業のその他包括損益 に対する持分	16,392	191	14,376	(635)	826
海外事業損益	(140,918)	(11,018)	(135,644)	(24,630)	13,612
確定給付型制度の再測定要素	(370,692)	89,776	(396,286)	95,901	(6,125)
その他資本調整	(1,170)	283	1,904	(461)	744
合計	(306,370)	29,038	(5,136)	(53,369)	82,407

< 第184 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期末		期首		税効果増減
	税引前金額	税効果	税引前金額	税効果	
売却可能金融資産評価損益	510,514	(123,544)	828,277	(200,443)	76,899
関係企業のその他包括損益 に対する持分	14,376	(635)	7,656	82	(717)
海外事業損益	(135,644)	(24,630)	(126,901)	(25,531)	901
確定給付型制度の再測定要素	(396,286)	95,901	(324,196)	78,456	17,445
その他資本調整	1,904	(461)	77	(19)	(442)
合計	(5,136)	(53,369)	384,913	(147,455)	94,086

(中略)

40. 特殊関係者取引

(1) 特殊関係者債権・債務

当期末及び前期末現在、特殊関係者間の重要な債権・債務の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

特殊関係者	勘定科目	第185(当)期	第184(前)期
-------	------	----------	----------

(中略)

3) 関係企業及び同一支配企業の関係企業

(中略)

ブランビル	貸付債権	15	-
	預金	28	-

(中略)

(2) 特殊関係者収益・費用

当期及び前期における特殊関係者間の重要な取引内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

特殊関係者	勘定科目	第185(当)期	第184(前)期
-------	------	----------	----------

(中略)

3) 関係企業及び同一支配企業の関係企業

(中略)

連合資産管理(注1)	受取利息	-	4
	受取手数料	-	9
	その他営業収益	-	4
	貸倒償却費	-	(31)

(中略)

PSA第1号フィンテック 私募投資合資会社	支払利息	(5)	-
--------------------------	------	-----	---

(中略)

4 1 . 従属企業財務諸表の要約

(中略)

- (2) 当期及び前期における支配企業である新韓銀行 (個別) 及び連結対象従属企業の要約包括損益計算書は以下の通りです。

(単位 : 百万ウォン)

会社名	第185 (当) 期			第184 (前) 期		
	営業収益	当期純損益	総包括損益	営業収益	当期純損益	総包括損益

(中略)

4 2 . 非連結構造化企業に対する持分

- (1) 非連結構造化企業に対する持分の性格及び範囲

連結実体は資産流動化証券、構造化金融、受益証券を通じて構造化企業に関与しています。同構造化企業の主な特性は以下の通りです。

区分	主な特性
資産流動化証券	資産流動化会社は資産保有者から資産を購入し、これに基づいて資産流動化証券を発行する当事者として、企業の資金調達を円滑にして財務構造の健全性を高めるために設立されます。連結実体は構造化企業が売上債権等を基礎資産として発行した流動化証券を購入するか、或いは同構造化企業に対して様々な形の信用供与等を提供しています。 <u>連結実体は () 連結実体が特定の資産流動化会社が発行した証券の契約条件の修正または資産流動化会社の資産の処分を決定するか承認できない場合、 () (たとえ () が可能であるとしても) 連結実体ができるようにすべき排他的であるか重要な力を有していない場合、または () 連結実体が特定の資産流動化会社が発行した資産流動化証券または劣後債券の購入 (または購入約定) 或いは他の形態の信用補強を提供することによる重要な変動利益の金額にさらされたかまたは権利を有していない場合、当該資産流動化会社を連結しません。</u>
構造化金融	構造化金融のための構造化企業は、企業吸収合併、民間投資方式の建設プロジェクト或いは船舶投資のためのプロジェクト金融等の資金調達のために設立され、調達した資金は同目的の実施のために使用されます。連結実体は構造化金融のための構造化企業に貸付、持分投資等の形態で資金を提供するか、或いは必要によって様々な形態の信用供与を提供しています。
投資ファンド	投資ファンドは投資者に収益 (出資) 証券等を発行して資金を調達し、株式または債券等に投資してその収益を投資者に配分する投資信託、私募投資専門会社及び組合等です。連結実体は様々な投資ファンド持分に投資しています。

(後略)

[次へ](#)

(2) 個別財務書類

< 訂正前 >

(前略)

包括損益計算書

=====

第185 (当) 期末 自2016年1月1日 至2016年12月31日

第184 (前) 期末 自2015年1月1日 至2015年12月31日

(中略)

(単位 : 百万円)

科目	注記	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	----	--------------	--------------

(中略)

. 当期純利益 (貸倒準備金反映後の調整利益 当期: <u>1,729,224百万ウォン</u> 前期: <u>1,247,715百万ウォン</u>)	25	177,885	121,761
--	----	---------	---------

(中略)

キャッシュ・フロー計算書

=====

第185 (当) 期 自2016年1月1日 至2016年12月31日

第184 (前) 期 自2015年1月1日 至2015年12月31日

株式会社新韓銀行

(単位 : 百万ウォン)

科目	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	--------------	--------------

(中略)

. 投資活動によるキャッシュ・フロー	(3,936,319)	(4,314,344)
--------------------	-------------	-------------

(中略)

13. 売却予定資産の処分	2,215	1,746
---------------	-------	-------

(中略)

(単位 : 百万円)

科目	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	--------------	--------------

(中略)

. 投資活動によるキャッシュ・フロー	(394,026)	(431,866)
--------------------	-----------	-----------

(中略)

13. 売却予定資産の処分	222	175
---------------	-----	-----

(中略)

注記

=====

第185（当）期 2016年 12月31日現在

第184（前）期 2015年 12月31日現在

株式会社新韓銀行

（中略）

2. 重要な会計処理方針

（中略）

（29） 未適用制定・改正基準書

（中略）

1） 企業会計基準書第1109号 “ 金融商品 ”

（中略）

区分	損失引当金
当初認識後、信用リスクが重要に増加していない場合	12ヶ月予想信用損失：報告期間末以降12ヶ月以内に発生する可能性のある金融商品の債務不履行事象による予想信用損失
当初認識後、信用リスクが重要に増加した場合	全体期間予想信用損失：予想存続期間に発生する可能性のある全ての債務不履行事象による予想信用損失
信用減損の場合	

（中略）

3. 金融商品のリスク管理

3-1. 信用リスク

（中略）

(1) 信用リスク管理

(中略)

信用リスク対象資産を保有及び管理する全ての営業単位で1次的に当該資産に対するリスク管理を行い、リスク総括部及び与信企画部等の信用リスク管理部署では2次的に銀行全体の信用リスク管理を担当します。リスク総括部、リスク工学部はリスク政策委員会で設定された信用リスク限度及び同一借主別、系列別、業種別、国家別の信用エクスポージャー限度を管理する等、信用ポートフォリオ管理を行っています。また、信用評価システム、担保管理システムの運用を通じたPD、LGD、EAD等の信用リスク算出要素（Risk Component）を測定及び管理しています。与信意思決定の支援及び牽制組織として与信企画部は銀行全体の与信政策及び制度を管理しており、与信審査部では独立的な信用評価の遂行及び与信意思決定を行っています。また、与信監理部では巨額与信等に対する個別与信管理を行っています。

(中略)

(4) 預け金と貸付債権の減損情報

1) 当期末及び前期末現在における預け金及び貸付債権の減損に関する内訳は以下の通りです。

(中略)

3-4. 金融商品の公正価値測定

(中略)

(2) 償却後原価で測定する金融商品

(中略)

4) 当期末及び前期末現在、公正価値の開示のために使用された評価手法及び投入変数は以下の通りです。

<第185(当)期>

(単位：百万ウォン)

公正価値レベル	区分	公正価値(注)	評価モデル	投入変数
---------	----	---------	-------	------

(中略)

レベル3	預金	119,875,884	キャッシュ・フロー 割引モデル	割引率
	借入負債	7,824,101		割引率
	社債	2,439,722		割引率、回帰係数、相関係数
	その他金融負債	7,551,358		割引率

(中略)

(3) 繰延対象取引日損益

(中略)

< 第184 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

	期首	繰延	償却	期末
--	----	----	----	----

(中略)

3-6. 金融商品の譲渡取引

(1) 除去条件が充足されていない金融商品

1) 買戻条件付売渡債券

当期末及び前期末現在において買戻条件付売渡債券のうち当行が保有有価証券を確定価格で再買入することを条件として売却し、除去条件が充足されていない金融商品の内訳は以下の通りです。

(中略)

3-7. 金融商品の相殺

(中略)

< 第185 (当) 期 >

(中略)

(単位 : 百万ウォン)

金融負債	認識された 金融負債 総額	相殺される 認識された 金融資産総額	財務状態表に 表示される 金融負債純額	財務状態表で 相殺されていない関連金額		純額
				金融商品	提供した 現金担保	
デリバティブ負債 (注1)	2,776,727	-	2,776,727	4,950,273	467,195	1,013,231
その他金融負債 (注1)	3,653,972	-	3,653,972			
買戻条件付売渡 (借入負債) (注2)	380,037	-	380,037	380,037	-	-
売渡有価証券	-	-	-	-	-	-
未払内国為替債務 (注3)	25,221,294	24,299,035	922,259	922,259	-	-
証券未払金等 (注4)	499	494	5	5	-	-
合計	32,032,529	24,299,529	7,733,000	6,252,574	467,195	1,013,231

< 第184 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

金融資産	認識された 金融資産 総額	相殺される 認識された 金融負債総額	財務状態表に 表示される 金融資産純額	財務状態表で 相殺されていない関連金額		純額
				金融商品	受け取った 現金担保	
デリバティブ資産 (注1)	1,605,684	-	1,605,684	6,182,907	-	887,440
その他金融資産 (注1)	5,464,663	-	5,464,663			
買戻条件付売渡担保 有価証券 (注2)	484,467	-	484,467	366,912	-	117,555
売戻条件付買入 (貸付債権) (注2)	5,028,080	-	5,028,080	5,028,080	-	-
貸付有価証券 (注2)	159,807	-	159,807	159,807	-	-
未回収内国為替債権 (注3)	27,204,105	24,896,522	2,307,583	-	-	2,307,583
証券未収金 (注4)	2,117	523	1,594	-	-	1,594
合計	39,948,923	24,897,045	15,051,878	11,737,706	-	3,314,172

(中略)

(注1) 当行の店頭デリバティブの一部はISDA (International Derivatives Swaps and Dealers Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手の不渡のような信用事件発生時に当該取引相手との全てのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、或いは支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(注2) 買戻条件付売買取引及び有価証券貸借取引等もISDA一括相殺約定と類似する相殺約定の適用を受けています。

(中略)

3 4 . 営業外損益

当期及び前期における営業外損益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分		第185 (当) 期	第184 (前) 期
営業外収益			
資産処分関連	有形資産処分益	109	1,074
	無形資産処分益	51	2
	投資不動産処分益	1,438	1,402
	売却予定資産処分益	821	705
	小計	2,419	3,183

(中略)

営業外費用			
資産処分関連	有形資産処分損	235	15
	無形資産処分損	149	9
	投資不動産処分損	248	13
	売却予定資産処分損	-	29
	小計	632	66

(中略)

3 6 . 法人税費用及び繰延税金

(中略)

(4) 資本に直接加減する項目に関連する法人税

当期及び前期中に資本に直接付加されるか、或いは減算された法人税の内訳は以下の通りです。

< 第185 (当) 期 >

(単位：百万ウォン)

区分	期末		期首		税効果の 増減
	税引前金額	税効果	税引前金額	税効果	
売却可能金融資産評価損益	212,018	(51,308)	497,807	(120,469)	69,161
海外事業損益	(45,248)	10,950	(49,017)	11,862	(912)
再測定要素	(370,977)	89,775	(396,286)	95,901	(6,126)
その他資本調整	(1,170)	284	1,904	(461)	745
合計	(205,377)	49,701	54,408	(13,167)	62,868

< 第184 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期末		期首		税効果の 増減
	税引前金額	税効果	税引前金額	税効果	
売却可能金融資産評価損益	497,807	(120,469)	809,451	(195,887)	75,418
海外事業損益	(49,017)	11,862	(57,210)	13,845	(1,983)
再測定要素	(396,286)	95,901	(324,196)	78,455	17,446
その他資本調整	1,904	(461)	77	(19)	(442)
合計	54,408	(13,167)	428,122	(103,606)	90,439

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

包括損益計算書

=====

第185 (当) 期末 自2016年1月1日 至2016年12月31日

第184 (前) 期末 自2015年1月1日 至2015年12月31日

(中略)

(単位 : 百万円)

科目	注記	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	----	--------------	--------------

(中略)

. 当期純利益 (貸倒準備金反映後の調整利益 当期: <u>173,095百万円</u> 前期: <u>124,896百万円</u>)	25		177,885		121,761
--	----	--	---------	--	---------

(中略)

キャッシュ・フロー計算書

=====

第185 (当) 期 自2016年1月1日 至2016年12月31日

第184 (前) 期 自2015年1月1日 至2015年12月31日

株式会社新韓銀行

(単位 : 百万ウォン)

科目	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	--------------	--------------

(中略)

. 投資活動によるキャッシュ・フロー		(3,936,319)		(4,314,344)
--------------------	--	-------------	--	-------------

(中略)

13. 売却予定非流動資産の処分	2,215		1,746	
------------------	-------	--	-------	--

(中略)

(単位 : 百万円)

科目	第185 (当) 期	第184 (前) 期
----	--------------	--------------

(中略)

. 投資活動によるキャッシュ・フロー		(394,026)		(431,866)
--------------------	--	-----------	--	-----------

(中略)

13. 売却予定非流動資産の処分	222		175	
------------------	-----	--	-----	--

(中略)

注記

=====

第185（当）期 2016年 12月31日現在

第184（前）期 2015年 12月31日現在

株式会社新韓銀行

（中略）

2. 重要な会計処理方針

（中略）

（29） 未適用制定・改正基準書

（中略）

1） 企業会計基準書第1109号 “ 金融商品 ”

（中略）

区分	損失引当金
当初認識後、信用リスクが重要に増加していない場合	12ヶ月予想信用損失：報告期間末以降12ヶ月以内に発生する可能性のある金融商品の債務不履行事象による予想信用損失
当初認識後、信用リスクが重要に増加した場合	全体期間予想信用損失：予想存続期間に発生する可能性のある全ての債務不履行事象による予想信用損失
信用減損の場合	

（中略）

3. 金融商品のリスク管理

3-1. 信用リスク

（中略）

(1) 信用リスク管理

(中略)

信用リスク対象資産を保有及び管理する全ての営業単位で1次的に当該資産に対するリスク管理を行い、リスク総括部及び与信企画部等の信用リスク管理部署では2次的に銀行全体の信用リスク管理を担当します。リスク総括部、リスク工学部はリスク政策委員会で設定された信用リスク限度及び同一借主別、系列別、業種別、国家別の信用エクスポージャー限度を管理する等、信用ポートフォリオ管理を行っています。また、信用評価システム、担保管理システムの運用を通じたPD、LGD、EAD等の信用リスク算出要素（Risk Component）を測定及び管理しています。与信意思決定の支援及び牽制組織として与信企画部は銀行全体の与信政策及び制度を管理しており、与信審査部では独立的な信用評価の遂行及び与信意思決定を行っています。また、与信管理部では巨額与信等に対する個別与信管理を行っています。

(中略)

(4) 預け金と貸付債権の減損情報

1) 当期末及び前期末現在における預け金及び貸付債権の減損有無に関する内訳は以下の通りです。

(中略)

3-4. 金融商品の公正価値測定

(中略)

(2) 償却後原価で測定する金融商品

(中略)

4) 当期末及び前期末現在、公正価値の開示のために使用された評価手法及び投入変数は以下の通りです。

<第185(当)期>

(単位：百万ウォン)

公正価値レベル	区分	公正価値(注)	評価モデル	投入変数
---------	----	---------	-------	------

(中略)

レベル3	預金(注)	119,875,884	キャッシュ・フロー 割引モデル	割引率
	借入負債(注)	7,824,101		割引率
	社債	2,439,722		割引率、回帰係数、相関係数
	その他金融負債	7,551,358		割引率

(中略)

(3) 繰延対象取引日損益

(中略)

< 第184 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期首	繰延	償却	期末
----	----	----	----	----

(中略)

3-6. 金融商品の譲渡取引

(1) 認識中止条件が充足されていない金融商品

1) 買戻条件付売渡債券

当期末及び前期末現在において買戻条件付売渡債券のうち当行が保有有価証券を確定価格で再買入することを条件として売却し、認識中止条件が充足されていない金融商品の内訳は以下の通りです。

(中略)

3-7. 金融商品の相殺

(中略)

< 第185 (当) 期 >

(中略)

(単位 : 百万ウォン)

金融負債	認識された 金融負債 総額	相殺される 認識された 金融資産総額	財務状態表に 表示される 金融負債純額	財務状態表で 相殺されていない関連金額		純額
				金融商品	提供した 現金担保	
デリバティブ負債 (注1)	2,776,727	-	2,776,727	4,950,273	467,195	1,013,231
その他金融負債 (注1)	3,653,972	-	3,653,972			
買戻条件付売渡 (借入負債) (注2)	380,037	-	380,037	380,037	-	-
売渡有価証券	二	二	二	二	二	二
未払内国為替債務 (注3)	25,221,294	24,299,035	922,259	922,259	-	-
証券未払金等 (注4)	499	494	5	5	-	-
合計	32,032,529	24,299,529	7,733,000	6,252,574	467,195	1,013,231

< 第184 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

金融資産	認識された 金融資産 総額	相殺される 認識された 金融負債総額	財務状態表に 表示される 金融資産純額	財務状態表で 相殺されていない関連金額		純額
				金融商品	受け取った 現金担保	
デリバティブ資産 (注1)	1,605,684	-	1,605,684	6,182,907	-	887,440
その他金融資産 (注1)	5,464,663	-	5,464,663			
買戻条件付売渡担保 有価証券 (注2)	484,467	-	484,467	366,912	-	117,555
売戻条件付買入 (貸付債権) (注2)	5,028,080	-	5,028,080	5,028,080	-	-
貸付有価証券 (注2)	159,807	-	159,807	159,807	-	-
未回収内国為替債権 (注3)	27,204,105	24,896,522	2,307,583	-	-	2,307,583
証券未収金等 (注4)	2,117	523	1,594	-	-	1,594
合計	39,948,923	24,897,045	15,051,878	11,737,706	-	3,314,172

(中略)

(注1) 当行の店頭デリバティブの一部はISDA (International Swaps and Derivatives Association) 一括相殺約定によって取引が行われています。同約定によると、取引相手の不渡のような信用事件発生時に当該取引相手との全てのデリバティブ取引が解約され、解約時点で取引当事者が各取引別に支払われるか、或いは支払われるべき金額を互いに相殺して単一金額を一方が他の取引相手に支払うこととなります。

(注2) 売戻買戻条件付売買取引及び有価証券貸借取引等もISDA一括相殺約定と類似する相殺約定の適用を受けています。

(中略)

3 4 . 営業外損益

当期及び前期における営業外損益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万ウォン)

区分		第185 (当) 期	第184 (前) 期
営業外収益			
資産処分関連	有形資産処分益	109	1,074
	無形資産処分益	51	2
	投資不動産処分益	1,438	1,402
	売却予定非流動資産処分益	821	705
	小計	2,419	3,183

(中略)

営業外費用			
資産処分関連	有形資産処分損	235	15
	無形資産処分損	149	9
	投資不動産処分損	248	13
	売却予定非流動資産処分損	-	29
	小計	632	66

(中略)

3 6 . 法人税費用及び繰延税金

(中略)

(4) 資本に直接加減する項目に関連する法人税

当期及び前期中に資本に直接付加されるか、或いは減算された税効果の増減の内訳は以下の通りです。

< 第185 (当) 期 >

(単位：百万ウォン)

区分	期末		期首		税効果の増減
	税引前金額	税効果	税引前金額	税効果	
売却可能金融資産評価損益	212,018	(51,308)	497,807	(120,469)	69,161
海外事業損益	(45,248)	10,950	(49,017)	11,862	(912)
確定給付型制度の再測定要素	(370,977)	89,775	(396,286)	95,901	(6,126)
その他資本調整	(1,170)	284	1,904	(461)	745
合計	(205,377)	49,701	54,408	(13,167)	62,868

< 第184 (前) 期 >

(単位 : 百万ウォン)

区分	期末		期首		税効果の 増減
	税引前金額	税効果	税引前金額	税効果	
売却可能金融資産評価損益	497,807	(120,469)	809,451	(195,887)	75,418
海外事業損益	(49,017)	11,862	(57,210)	13,845	(1,983)
確定給付型制度の再測定要素	(396,286)	95,901	(324,196)	78,455	17,446
その他資本調整	1,904	(461)	77	(19)	(442)
合計	54,408	(13,167)	428,122	(103,606)	90,439

(後略)